

# 〇〇小学校階段室出入口改修電気設備工事

委託仕様書の「10 業務の詳細 (2) 指示業務」など指示業務  
関連部分を確認のうえ、価格提案を行ってください。

## 【参考資料】

- ・ 設計図

工 事 概 要

施設名称 ○○小学校

所在地 大阪市

電話番号

工事内容 本工事は階段室出入口改修に伴う電気設備工事を行う。

一 般 事 項

1. 本工事は、学校または施設運営中の工事であり、学校授業または施設営業、諸行事により作業時間、作業場所、工事騒音、その他規制が予想される為、事前に学校側または施設側と十分な打合せのうえ施工すること。
2. 工事の着手に先立ち現場調査及び実測を行うこと。その結果、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員に通知すること。
3. 既設建築物及び設備等に傷を付けないよう注意し、万一破損した場合は、速やかに原形復旧すること。
4. 本工事に伴う関係法令、法規による手続きが必要な場合は、速やかに行い、その費用も本工事に含むものとする。
5. 安全対策については、現場の状況に応じて適切な方法を講ずること。
6. 受注者は、保護帽を着用すること。また、腕章・名札等により工事関係者であることを明確にすること。
7. 工事車両駐車場及び資材置き場については、監督職員と協議のうえ決定し、使用後は原状に復旧すること。
8. 車両入場において、学校または施設周辺道路の規制等を順守し、工事車両の進入及び工事に際し近隣住宅、学校または施設利用者等の安全について充分に注意すること。
9. 別契約の関連する工事との施工時期及び施工の取合い等は、別途契約受注者と十分な打合せを行うこと。
10. 学校または施設等が他受注者と別途契約した工事と本工事の工事期間が重複する場合には、それぞれの工事の妨げとならないよう相互に工事上の配慮・協力を行うこと。

工事期間中に学校または施設利用者が使用する範囲での施工について（注意事項）

使用中の学校または施設で夜間や休日に施工する場合など、工事範囲と工事期間中に学校または施設利用者が使用する範囲が重なる工事においては、特に安全管理の徹底を図り、以下のような点について留意すること。

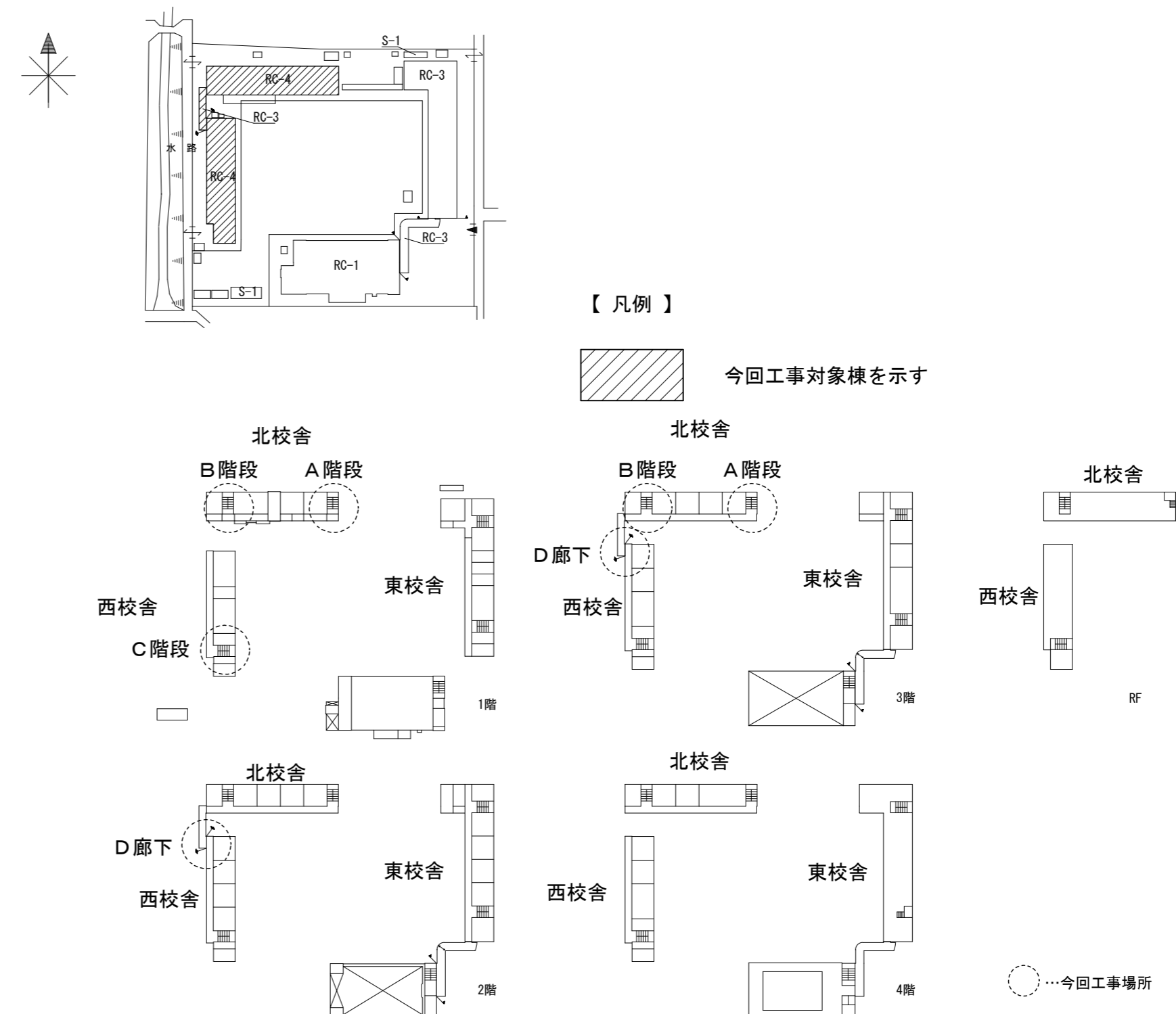
1. 高所や天井などに取り付ける資機材については落下の危険性に特に注意すること。
2. 仮囲いなどは容易に開閉ができないようにすること。
3. 作業終了後には、工具や資機材を施設利用者が使用する範囲内に残置しないこと。また、機器、配線、配管等を仮止めや半固定の状態で残置しないこと。

特 記 事 項

付 近 見 取 図



配 置 図



工事名称	○○小学校階段室出入口改修電気設備工事		令和	年度
図面名称	工事概要、付近見取図、配置図		図面サイズ：A2	
縮尺	-	図面番号	No. 1	( 8 枚の内)
大阪市都市整備局 企画部施設整備課			設計事務所	

電気設備工事特記仕様書
(1) 本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工編)令和4年版(以下「標仕」という。)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工編)令和4年版(以下「改修標仕」という。)

工用電力・水その他
(1) 本工事に必要な工用電力、水等の費用及び官公署への諸手続き等の費用は受注者の負担とする。
(2) 工用電力の仮設電気を使用する場合、工事責任者は使用する電動工具等の機器類の安全性を確認した後、漏電遮断器付コードリール等を中継して使用する。なお機器類には、D種接地(アース)を施す。

建築物止用器具の使用(フルハーネス型)
「建築物止用器具の安全な使用に関するガイドライン」による(平成30年6月22日付け 基発0622第2号)
完成図(校閲工事の場合は不要)
要 原因 1部(原寸)
複写図 2部(原寸背張り製本)

風圧力(耐風力)
建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力(耐風力)検討(計算)書を監督職員に提出する。なお、検討(計算)範囲には、それぞれの取付部分を含む。
電線の色別(盤内も含む)
1. 高圧回路
種別 第1相 第2相 第3相 中性相
3φ3W 200・400V 赤 白 青

一般事項

工事検査と管理

一般事項

共通事項

一般事項

残土処理

共通事項

共通事項

一般事項

足場その他

共通事項

共通事項

章 目	特 記 事 項									
接 地 抵 抗 値	接地抵抗値は、次による。 (1) A種接地工事 — 5Ω以下 (2) B種接地工事 — 変圧器の高圧側または特別高圧側電路の1線地絡電流アンペア数で300を除いた値に等しいΩ数以下。 ただし、75Ω以下とし、5Ω未満とすることを要しない。 (3) C種接地工事 — 5Ω以下 (4) D種接地工事 — 50Ω以下									
(2. 1. 3. 1~6) (2. 2. 14. 1~6)										
電 線・ケ ー ブ ル の 行 先 表 示 等	電線、ケーブルの要所には、合成樹脂製、ファイバー製等の表示札を取付け、回路の種類、行先、ケーブルの種類サイズ等を表示する。									
制 御 ス イ ッ チ	制御スイッチ本体の色及び配列は、次による。 <table border="1"> <tr> <th>スイッチの使用区分</th> <th>色及び配列</th> </tr> <tr> <td>入り(ON)</td> <td>黒色・上側又は右側</td> </tr> <tr> <td>切り(OFF)</td> <td>赤色・下側又は左側</td> </tr> </table>	スイッチの使用区分	色及び配列	入り(ON)	黒色・上側又は右側	切り(OFF)	赤色・下側又は左側			
スイッチの使用区分	色及び配列									
入り(ON)	黒色・上側又は右側									
切り(OFF)	赤色・下側又は左側									
(2. 1. 12. 6 (9))										
電 力 設 備 工 事 通 信・情 報 設 備 工 事 E M 電 線 ケ ー ブ ル 類 の 使 用 場 所	EM電線ケーブル類は必要に応じて紫外線対策を講ずるか、もしくは耐紫外線電線ケーブルを使用する。									
(2. 1. 1. 1)										
(6. 1. 1. 1)										
屋 外 形 プ ル ボ ッ ク ス	蓋の止めねじはステンレス製の十字穴付六角アプセットボルトとする。 合成樹脂製(文字刻記又は文字印刷)の名称板で用途表示を行うこと。									
(2. 2. 2. 8)										
(6. 1. 2. 2)										
電 力 設 備 工 事 L E D 制 御 装 置 の 種 類	LED制御装置の種類は、標準図及びJIS L 5004-2021「公共施設用照明器具」に指定のあるもの、図面特記があるものを除き下記による。 <table border="1"> <tr> <th>蛍光灯等の種類</th> <th>安定器及び制御装置の種類</th> <th>電圧(V)</th> </tr> <tr> <td>LED灯</td> <td>LN</td> <td>○100 ○200</td> </tr> <tr> <td>LED灯</td> <td>LJ、LK、LZ</td> <td>○100 ○200</td> </tr> </table>	蛍光灯等の種類	安定器及び制御装置の種類	電圧(V)	LED灯	LN	○100 ○200	LED灯	LJ、LK、LZ	○100 ○200
蛍光灯等の種類	安定器及び制御装置の種類	電圧(V)								
LED灯	LN	○100 ○200								
LED灯	LJ、LK、LZ	○100 ○200								
(2. 1. 4. 3)										
(6. 1. 4. 3)										
電 力 設 備 工 事 照 明 制 御 装 置	LED灯器具はユニバーサル電圧(100~242V)対応品とする。									
(2. 1. 6. 1)										
(6. 1. 6. 1)										
電 力 設 備 工 事 多 重 伝 送 制 御 シ ス テ ム	1) 照明制御装置の各センサー設定は、監督職員の指示による。 2) 室内什器設置後に各センサーが正しく動作することを確認すること。 3) センサー設定器(全機能を設定可能なもの)の納入 ○ 要 ⊗ 不要									
(2. 1. 6. 1)										
(6. 1. 6. 1)										
電 力 設 備 工 事 多 重 伝 送 制 御 シ ス テ ム	1) 多重伝送制御システムの設定は、監督職員の指示による。 2) システム設定器(全機能を設定可能なもの)の納入 ○ 要 ⊗ 不要									
(2. 1. 6. 1)										
(6. 1. 6. 1)										
電 力 設 備 工 事 蓄 電 池	接地抵抗値は、5Ω以下とする。ただし、引下げ導線が2条以上の場合は、単独接地抵抗は10Ω以下とし、総合接地抵抗値は、5Ω以下とする。									
(2. 1. 7. 4)										
(2. 2. 18. 4)										
受 変 電 設 備 工 事 導 電 部	大電流回路の母線接続部分には、60℃非可逆性のサーモラベルを貼り付ける。									
(3. 1. 1. 4)										
(6. 1. 1. 4)										
受 変 電 設 備 工 事 器 具 類	1) 計器用変圧器で高圧用のものの最高電圧は6.9kV、絶縁階級は6号Aとし、一次側限流ヒューズ付とする。 2) 変圧器盤の外扉内側に機器副銘板を取付ける。 3) 特記なき配線用遮断器の遮断容量は25kA以上とする。									
(3. 1. 1. 5)										
(6. 1. 1. 5)										
受 変 電 設 備 工 事 高 圧 負 荷 開 閉 器	引込柱に設ける高圧引込負荷開閉器のプッシングは、メーカー標準とする。									
(3. 1. 1. 6. (8))										
(6. 1. 1. 6. (8))										
受 変 電 設 備 工 事 前 確 認 等	高圧機器の操作及び停電作業を行う場合は、安全用具(高圧ゴム手袋・高圧ゴム長靴・絶縁シート等)を確実に使用し、感電防止を図ること。									
(3. 2. 1. 1)										
(6. 3. 2. 1. 1)										
自 家 発 電 設 備 工 事 届 出 関 係 等	軽油又は灯油を燃料とする自家発電設備において、燃料タンクに500L以上の燃料を貯蔵する場合、設置に係る計画の届出を行うこと。									
蓄 電 池	蓄電池は原則として工事期限の6ヶ月前より後に製造したものとす。同一機器に2個以上使用する蓄電池は、原則として同一ロット番号のものとする。ただし、供用中の施設については、キュービクルの受電時・自火報警の部分使用開始時から6ヶ月前より後に製造したものとす。									
そ の 他	電線等の接続で圧着端子による接続に使用する太さ60 <sup>2</sup> 以上の場合はR <sup>2</sup> 形を使用し、60 <sup>2</sup> 未満の場合はR形とする。(配線用しゃ断器の接続を除く)									

通 信・情 報 設 備 工 事 床 面 に 使 用 す る ワ イ ヤ プ ロ テ ク タ 等	床面に使用するワイヤプロテクタ等での通行する箇所に設置する場合は下記の商品又は同等品を使用する。 ・星和電機機 U Dプロテクタ ・マサル工業機 ガードマンⅡ ・パナソニック機 メタルワイプロ ・未来工業機 ワゴンモール																												
通 信・情 報 設 備 工 事 交 換 装 置 の 容 量 数	構内交換装置の容量数は基本サービス機能及び設計図面に示された機能に係るソフトウェアを変更することなく、パッケージの増設のみによって収容可能となる回線数をいう。																												
(6. 1. 6. 1)																													
通 信・情 報 設 備 工 事 交 換 機 の サ ー ビ ス 機 能	交換機のサービス機能は、「標仕」の基本サービス機能に下記を加える。 <table border="1"> <tr> <th>サービス機能</th> <th>概 要</th> </tr> <tr> <td>リセットコール(コールドハンズ、ステプコール)</td> <td>被呼内線が話中のとき、発呼者が話中内線と最終折のみ異なる他内線の最終折をダイヤルすることにより他内線に接続できる機能。</td> </tr> <tr> <td>着信呼の可聴音識別</td> <td>局線からの着信が内線からの着信がそれぞれ異なる着信音により識別できる機能。</td> </tr> <tr> <td>不完全転送呼再応答</td> <td>転送先が応答しない場合、転送元が受話器を下ろせば呼返しする機能。</td> </tr> <tr> <td>システム監視制御機能</td> <td>中央制御装置の重要障害、システムダウン等の障害が発生した場合、予備装置に切替える機能又は局線を定められた内線に切り替える機能。</td> </tr> </table>	サービス機能	概 要	リセットコール(コールドハンズ、ステプコール)	被呼内線が話中のとき、発呼者が話中内線と最終折のみ異なる他内線の最終折をダイヤルすることにより他内線に接続できる機能。	着信呼の可聴音識別	局線からの着信が内線からの着信がそれぞれ異なる着信音により識別できる機能。	不完全転送呼再応答	転送先が応答しない場合、転送元が受話器を下ろせば呼返しする機能。	システム監視制御機能	中央制御装置の重要障害、システムダウン等の障害が発生した場合、予備装置に切替える機能又は局線を定められた内線に切り替える機能。																		
サービス機能	概 要																												
リセットコール(コールドハンズ、ステプコール)	被呼内線が話中のとき、発呼者が話中内線と最終折のみ異なる他内線の最終折をダイヤルすることにより他内線に接続できる機能。																												
着信呼の可聴音識別	局線からの着信が内線からの着信がそれぞれ異なる着信音により識別できる機能。																												
不完全転送呼再応答	転送先が応答しない場合、転送元が受話器を下ろせば呼返しする機能。																												
システム監視制御機能	中央制御装置の重要障害、システムダウン等の障害が発生した場合、予備装置に切替える機能又は局線を定められた内線に切り替える機能。																												
(6. 1. 6. 2)																													
通 信・情 報 設 備 工 事 交 換 機 の 可 聴 信 号 音	内線容量101回線以上の交換機の可聴信号音は下記による。 <table border="1"> <tr> <th>信号名称</th> <th>路 称</th> <th>周 波 数</th> <th>断 続 比</th> </tr> <tr> <td>内線発信音</td> <td>DT</td> <td>400Hz</td> <td>120INT/分</td> </tr> <tr> <td>特殊発信音</td> <td>SDT</td> <td>400Hz</td> <td>240INT/分</td> </tr> <tr> <td>話 中 音</td> <td>BT</td> <td>400Hz</td> <td>60INT/分</td> </tr> <tr> <td>呼 出 音</td> <td>RBT</td> <td>400/20Hz</td> <td>20INT/分</td> </tr> <tr> <td>呼 出 信 号</td> <td>IR</td> <td>20Hz</td> <td>20INT/分</td> </tr> <tr> <td>呼 出 音 系</td> <td>特殊呼出音</td> <td>SIR</td> <td>20Hz</td> </tr> </table>  <p>〔備考〕上記以外は製造者標準とする。</p>	信号名称	路 称	周 波 数	断 続 比	内線発信音	DT	400Hz	120INT/分	特殊発信音	SDT	400Hz	240INT/分	話 中 音	BT	400Hz	60INT/分	呼 出 音	RBT	400/20Hz	20INT/分	呼 出 信 号	IR	20Hz	20INT/分	呼 出 音 系	特殊呼出音	SIR	20Hz
信号名称	路 称	周 波 数	断 続 比																										
内線発信音	DT	400Hz	120INT/分																										
特殊発信音	SDT	400Hz	240INT/分																										
話 中 音	BT	400Hz	60INT/分																										
呼 出 音	RBT	400/20Hz	20INT/分																										
呼 出 信 号	IR	20Hz	20INT/分																										
呼 出 音 系	特殊呼出音	SIR	20Hz																										
(6. 1. 6. 2)																													
通 信・情 報 設 備 工 事 交 換 機 の 警 報 表 示 等	①内線容量101回線以上の交換機の警報表示及び状態表示は下記による。 (1) 本体キャビネットの表示 本体キャビネット内には、各種障害及び動作状態を表示する。 (2) 遠方警報表示盤 ・交換機及び充電装置の各種警報を外部に表示するもので、重障害(MJ)、軽障害(MN)等を表示する。 ・重障害(MJ)で可聴警報を併用する場合は、可聴警報のみ停止できるスイッチを設ける。 ・中央監視盤等の汎用警報表示盤にも接続できるように、無電圧接点(重障害、軽障害)を設ける。 ○警報表示等を設けない																												
(6. 1. 6. 2)																													
通 信・情 報 設 備 工 事 本 記 録 盤	・試験装置及び端子板には示名名片を取り付ける。 ・接地端子を取り付ける。 ・自立フレーム型の場合は、下部に木製の据付台又は覆を体教よく堅固に取り付ける。																												
(6. 1. 4. 2)																													
通 信・情 報 設 備 工 事 整 流 装 置	①内線容量101回線以上の交換機の整流装置には次の警報回路を設ける。 なお、警報は遠方表示盤にも表示する。 ・各ヒューズの溶断・各配線用遮断器のトリップ・負荷電圧の異常・交流入力の停電 ○警報回路は設けない。																												
(6. 1. 6. 2)																													
通 信・情 報 設 備 工 事 蓄 電 池	蓄電池は停電時、最悪時負荷で下記の時間以上、構内交換装置が支障なく動作できる容量とする。 ・交換機 ○ 3時間以上 ○ 30分以上 ○ 製造者標準 ・ボタン電話装置 ○ 製造者標準 ○ 30分以上																												
(6. 1. 6. 3)																													
通 信・情 報 設 備 工 事 配 線 の 接 続	ケーブルは原則として機器間の途中で接続してはならない。																												
(6. 2. 1. 1)																													
通 信・情 報 設 備 工 事 U T P ケ ー ブ ル の 敷 設	・ケーブル敷設前に施工図にてフロア配線盤から通信アウトレットまでのケーブル長が90m以内であることを確認すること。 ・フロア配線盤から通信アウトレットまでのリンク性能はJIS X 5150「構内情報配線システム」のクラスDパラメントリンクの性能を満足するものとする																												
(6. 2. 7. 2)																													
通 信・情 報 設 備 工 事 施 工 の 試 験	・UTPケーブルの伝送品質測定は、全区間において全回線について測定を行い、監督職員に試験成績書を提出し承諾を受ける。 ・測定結果は原則として電子データ(OD-R等に収録)にして提出する。																												
(6. 2. 2. 8. 2)																													
(6. 2. 2. 8. 2)																													
通 信・情 報 設 備 工 事 停 電 時 の 対 応 等	構内交換装置及び構内情報通信網装置を新設する工事では下記による。 (a) 構内交換装置 ・故障時及び長時間の停電時の取扱方法を、装置付近に掲示し、建物管理者にも説明を行うこと。 ・長時間停電時の仮設電源の接続箇所・電源容量及び接続方法を装置付近に掲示し、建物管理者にも説明すること。 ・停電時及び故障時に自動的に切替えて発着信のできる停電対応電話機を局線数に対応して設けること。 ・停電対応電話機の位置は監督職員と打ち合わせにより決定すること。 (b) 構内情報通信網装置 ・故障時及び長時間の停電時の取扱方法を、装置付近に掲示し、建物管理者にも説明を行うこと。																												

通 信・情 報 設 備 工 事 構 内 交 換 設 備 の 接 地 対 象 物 と 接 地 抵 抗 値 等	接地対象物と接地抵抗値等は図面に記載のない場合は次による。 <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>接地抵抗値</th> <th>接地線の太さ</th> <th>表示板</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">構 内 交 換 設 備</td> <td>200回線以下</td> <td>10Ω以下</td> <td>14 mm以上</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>1,000回線以下</td> <td>6Ω以下</td> <td>14 mm以上</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>1,000回線超過</td> <td>4Ω以下</td> <td>14 mm以上</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">構 内 交 換 設 備 用 接 地 工 事 ( 隣 接 接 地 )</td> <td>本配電盤の保安装置</td> <td>10Ω以下</td> <td>14 mm以上</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>金属枠(フレーム等)</td> <td>100Ω以下</td> <td>2.0 mm以上</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>加入者保安器</td> <td>100Ω以下</td> <td>2.0 mm以上</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>電子ボタン電話主装置</td> <td>100Ω以下</td> <td>2.0 mm以上</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ネ ッ ト ワ ー ク 機 器</td> <td>特記による</td> <td>特記による</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>ちよう採用線又は支持線(光ファイバケーブルを除く)</td> <td>100Ω以下</td> <td>2.0mm以上</td> <td>不要</td> </tr> </table>	種 別	接地抵抗値	接地線の太さ	表示板	構 内 交 換 設 備	200回線以下	10Ω以下	14 mm以上	要	1,000回線以下	6Ω以下	14 mm以上	要	1,000回線超過	4Ω以下	14 mm以上	要	構 内 交 換 設 備 用 接 地 工 事 ( 隣 接 接 地 )	本配電盤の保安装置	10Ω以下	14 mm以上	要	金属枠(フレーム等)	100Ω以下	2.0 mm以上	不要	加入者保安器	100Ω以下	2.0 mm以上	不要	電子ボタン電話主装置	100Ω以下	2.0 mm以上	不要	ネ ッ ト ワ ー ク 機 器	特記による	特記による	要	ちよう採用線又は支持線(光ファイバケーブルを除く)	100Ω以下	2.0mm以上	不要
種 別	接地抵抗値	接地線の太さ	表示板																																								
構 内 交 換 設 備	200回線以下	10Ω以下	14 mm以上	要																																							
	1,000回線以下	6Ω以下	14 mm以上	要																																							
	1,000回線超過	4Ω以下	14 mm以上	要																																							
構 内 交 換 設 備 用 接 地 工 事 ( 隣 接 接 地 )	本配電盤の保安装置	10Ω以下	14 mm以上	要																																							
	金属枠(フレーム等)	100Ω以下	2.0 mm以上	不要																																							
	加入者保安器	100Ω以下	2.0 mm以上	不要																																							
	電子ボタン電話主装置	100Ω以下	2.0 mm以上	不要																																							
ネ ッ ト ワ ー ク 機 器	特記による	特記による	要																																								
	ちよう採用線又は支持線(光ファイバケーブルを除く)	100Ω以下	2.0mm以上	不要																																							
(6. 2. 12. 1~3)																																											
(6. 2. 13. 1~3)																																											
通 信・情 報 設 備 工 事 予 備 品	構内交換装置用接地工事(隣接接地)には、接地用端子盤を設置する。 <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>数 量</th> </tr> <tr> <td>ランプ類(発光ダイオードを除く)</td> <td>現用数の100%</td> </tr> <tr> <td>ヒューズ類</td> <td>現用数の100%</td> </tr> <tr> <td>内線番号表及び簡易取扱説明書</td> <td>内線実装数分</td> </tr> <tr> <td>電話機コード</td> <td>現用数の20%</td> </tr> <tr> <td>カールコード</td> <td>現用数の20%</td> </tr> </table> <p>〔備考〕(1)数量の算定はコードや電話機の種類ごとに行う。 (2)1本未満の端数は切り捨てる。</p>	種 別	数 量	ランプ類(発光ダイオードを除く)	現用数の100%	ヒューズ類	現用数の100%	内線番号表及び簡易取扱説明書	内線実装数分	電話機コード	現用数の20%	カールコード	現用数の20%																														
種 別	数 量																																										
ランプ類(発光ダイオードを除く)	現用数の100%																																										
ヒューズ類	現用数の100%																																										
内線番号表及び簡易取扱説明書	内線実装数分																																										
電話機コード	現用数の20%																																										
カールコード	現用数の20%																																										
(6. 1. 6. 8)																																											
(6. 1. 6. 8)																																											
は づ り 及 び 穴 あ け	既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターを使用することとし、作業前に鉄筋の探査を行うこと。なお、復旧はモルタル補修とする。また、いかなる場合においても、柱・梁のはづり及び貫通は行ってはならない。																																										
撤 去 工 事	既設建物又はその一部解体に伴い、既存設備を撤去する場合は次による。 1) 工事施工に当たっては、第三者に対して危害を及ぼさないように安全上必要な防護施設を設けて施工する。 2) 撤去図記載内容の内、埋設、隠ぺい部分については概要を示したものであり施工に際し必要な場合は現況を再確認の上、施工する。なお、現況が著しく図示概要と相違する場合は、監督職員に報告し、協議の後、施工する。 3) 撤去工事に伴って必要な官公署への手続きは速やかに行う。 4) 撤去による発生材は、「改修標仕」①1.9.1(発生材の処理等)によるが、特記により再使用する機材は既存状態を確認し、再使用に支障となる破壊又は機能不良が発見された場合は監督職員に速やかに報告し協議を行う。 5) 器具取付ボルトは本工事で撤去する。 6) 撤去後の補修は、原則として現状復旧とする。 7) 現場発生材の搬出経路は、監督職員及び施設管理者と協議の上、安全に配慮して決定すること。 8) 感電知警の処理方法については「放射性同位元素等による放射線の障害の防止に関する法律」に定める放射性同位元素装置機器に該当するかの確認を行い該当する場合、製造会社に返却する。 返却時の製造会社の受領書(または送り状控)のコピーを監督職員に提出する。 9) 撤去工事においては、建物運営に支障のないように、設備の撤去を行うこと。																																										
(6. 1. 8. 1~6)																																											
有 備 材	・電線・ケーブル類、変圧器(絶縁油除く)の鋼材 ・金属管、プルボックス、盤類、キュービクル、変圧器(絶縁油除く)の鉄材 ・その他( )																																										
工 事 実 績 デ ー タ の 登 録 に つ い て	請負金額(設計変更を含む)が500万円(税込)以上の工事について、(一財)日本建築情報総合センターによる工事実績情報システム(コリンズ)への登録を、次に示す期間内に行うこと。 <table border="1"> <tr> <td>工事受注時</td> <td>契約締結後 10日以内</td> </tr> <tr> <td>登録内容変更時</td> <td>変更契約締結後 10日以内</td> </tr> <tr> <td>工事完成時</td> <td>工事完成後 10日以内</td> </tr> </table> <p>上記期間には、土曜日、日曜日、祝日は含まない。変更時と、工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	工事受注時	契約締結後 10日以内	登録内容変更時	変更契約締結後 10日以内	工事完成時	工事完成後 10日以内																																				
工事受注時	契約締結後 10日以内																																										
登録内容変更時	変更契約締結後 10日以内																																										
工事完成時	工事完成後 10日以内																																										
(6. 1. 1. 4)																																											
(6. 1. 1. 4)																																											
書 面 の 書 式 及 び 取 扱 い に つ い て	・(2)は監督職員が認める場合を除き適用しない。 ・全ての受注者は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、施工体制台帳及び施工体系図を整備し、提出すること。																																										
(6. 1. 1. 5)																																											
(6. 1. 1. 5)																																											
排 出 ガ ス 対 策 型 建 設 機 械 の 使 用 に つ い て	1) 本工事において使用する建設機械については、国土交通省「排ガス対策型建設機械指定要領」による第2次基準値に適合した物とする。ただし、使用する機器保有状況により基準に適合し難い場合は、監督職員の承諾を得て使用することが出来る。 2) 各建設機械には、同要領による排出ガス対策型建設機械指定ラベルを見やすい場所に表示する。																																										

特定元方事業者の指名について	⊗特定元方事業者の請ずべき措置については、別途契約の受注者を労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名するので、当該特定元方事業者の措置する事項に協力すること。 ○別途契約の受注者(⊗ 建築 ○ 機械) ○労働安全衛生法第30条第2項に基づき、本工事の受注者を同法第30条第1項に規定する措置を請ずべきものとする。
公共事業労務費調査への協力について	1) 本工事が本市の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入して本市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後についても、同様とする。 2) 調査票を提出した事業所を本市が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。 3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前1)から3)項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
シックハウス対策(化学物質を発生する建築材料等の使用制限)	屋内において使用する建築(設備)材料は「建築基準法第28条の2」「同施工令第20条の7第4項」並びに関係告示によるものとし、JIS及びJASにおけるF☆☆☆☆相当品とする。ただし、使用する建築(設備)材料において上記性能を有するものを使用し難い場合は、安全性を確認の上監督職員の承諾を得て使用することが出来る。
化学物質の濃度測定	○ 要 ・測定対象化学物質( ) ・測定方法( ) ・測定対象室( ) ・測定箇所( )
(6. 1. 5. 7)	
(6. 1. 6. 8)	⊗ 不要
現場管理	工事期間中に施設利用者が使用する範囲での施工について(注意事項) 工事範囲と工事期間中に施設利用者が使用する範囲が重なる工事においては、夜間や休日を問わず特に安全管理の徹底を図り、以下のような点について留意すること。 1) 高所や天井などに取り付ける資機材については落下の危険性に特に注意すること。 2) 仮囲いなどは容易に開閉できないようにすること。 3) 作業終了時には、工具や資機材を施設利用者が使用する範囲内に残置しないこと。また機器、配線、配管等を仮止めや半固定の状態に残置しないこと。 現場代理人及び作業員は、施工業者指定の胸章等を着用する。
一般事項	標準仕様書によるほか、下記によるものとする。 1) 工事の写真はこの要領に基づき撮影すること。 2) 工事対象部分の取合上、着手前の現況を必要とする場合はこれを撮影する。今回工事 ⊗ 要 ○ 不要 3) 現場代理人は、監督職員と十分打合せを行い、撮影時期を逃さないようにする。
写真の撮り方	1) 撮影箇所は原則として工事完成後容易に確認できない部分とし、撮影はカラー撮影とする。 2) 工事写真の整理上必要な場合は黒板などを設置し、黒板には、必要に応じて施工場所、内容を記入の上を写し込む。(付図1に参考例を示す。) 3) 地中埋設管などで埋設深さなど、被写体の寸法、位置の明示が必要な場合は、スケールなどを利用して被写体と同時に撮影し、確実に判定できるよう撮影すること。(付図2に参考例を示す。)

工事名称	〇〇小学校階段出入口改修電気設備工事	令和 年度
図面名称	電気設備 特記仕様書(2)	図面サイズ: A2
縮 尺	図面番号	No. 3 ( 8 枚 の 内 )
大阪府都市整備局 企画部施設整備課		設計事務所

アスベスト含有建材の処理（撤去含む）は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版によるほか、以下のとおりとする。

編 目	特 記 事 項																																																				
一般事項	<p>別途図中に指示のない場合は以下による。</p> <p>1. 建材中のアスベスト含有調査（施工調査）</p> <p>⊗ 不要 ○ 要</p> <p>当該工事にかかるアスベスト含有建材の有無について、分析によるアスベスト含有の調査は下表による。ただし、事前調査の実施において、目視確認等でアスベスト含有の有無が判明した場合は、監督職員の指示による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所・材料名</th> <th>調査方法・箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>⊗ 定性分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>○ 定量分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>⊗ 定性分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>○ 定量分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>⊗ 定性分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>○ 定量分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>⊗ 定性分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>○ 定量分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>⊗ 定性分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>○ 定量分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>⊗ 定性分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>○ 定量分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>⊗ 定性分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>○ 定量分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>⊗ 定性分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>○ 定量分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>⊗ 定性分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>○ 定量分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>⊗ 定性分析 ( ) 箇所</td></tr> <tr><td></td><td>○ 定量分析 ( ) 箇所</td></tr> </tbody> </table> <p>分析は厚生労働省通達H26.3.31付基安発0331 第31号「建材中の石綿含有率分析方法について」に基づく分析を行う。</p> <p>2. アスベスト含有建材の処理（撤去含む）</p> <p>⊗ 不要 ○ 要（下表による。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>撤去範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁仕上げ塗材</td> <td>「外壁等のアスベスト含有仕上げ塗材の処理」参照</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	場所・材料名	調査方法・箇所数		⊗ 定性分析 ( ) 箇所		○ 定量分析 ( ) 箇所		⊗ 定性分析 ( ) 箇所		○ 定量分析 ( ) 箇所		⊗ 定性分析 ( ) 箇所		○ 定量分析 ( ) 箇所		⊗ 定性分析 ( ) 箇所		○ 定量分析 ( ) 箇所		⊗ 定性分析 ( ) 箇所		○ 定量分析 ( ) 箇所		⊗ 定性分析 ( ) 箇所		○ 定量分析 ( ) 箇所		⊗ 定性分析 ( ) 箇所		○ 定量分析 ( ) 箇所		⊗ 定性分析 ( ) 箇所		○ 定量分析 ( ) 箇所		⊗ 定性分析 ( ) 箇所		○ 定量分析 ( ) 箇所		⊗ 定性分析 ( ) 箇所		○ 定量分析 ( ) 箇所	材料名	撤去範囲	外壁仕上げ塗材	「外壁等のアスベスト含有仕上げ塗材の処理」参照						
場所・材料名	調査方法・箇所数																																																				
	⊗ 定性分析 ( ) 箇所																																																				
	○ 定量分析 ( ) 箇所																																																				
	⊗ 定性分析 ( ) 箇所																																																				
	○ 定量分析 ( ) 箇所																																																				
	⊗ 定性分析 ( ) 箇所																																																				
	○ 定量分析 ( ) 箇所																																																				
	⊗ 定性分析 ( ) 箇所																																																				
	○ 定量分析 ( ) 箇所																																																				
	⊗ 定性分析 ( ) 箇所																																																				
	○ 定量分析 ( ) 箇所																																																				
	⊗ 定性分析 ( ) 箇所																																																				
	○ 定量分析 ( ) 箇所																																																				
	⊗ 定性分析 ( ) 箇所																																																				
	○ 定量分析 ( ) 箇所																																																				
	⊗ 定性分析 ( ) 箇所																																																				
	○ 定量分析 ( ) 箇所																																																				
	⊗ 定性分析 ( ) 箇所																																																				
	○ 定量分析 ( ) 箇所																																																				
	⊗ 定性分析 ( ) 箇所																																																				
	○ 定量分析 ( ) 箇所																																																				
材料名	撤去範囲																																																				
外壁仕上げ塗材	「外壁等のアスベスト含有仕上げ塗材の処理」参照																																																				
除去工事 共通事項	<p>調査結果の揭示</p> <p>アスベスト含有の有無について調査した結果は、作業開始までに<sup>3)</sup>石綿に関する事前調査の結果を現場に揭示する。なお、平成18年9月1日以後に設置工事に着手した建築物等又は改造若しくは補修工事に着手した部分で、アスベスト含有建材の使用のないことが明らかでない解体等（解体、改造、改修を併う）工事であっても、建築物等の敷地内の公衆の見やすい場所にアスベスト含有建材の使用<sup>4)</sup>の様子は大阪府環境局ホームページを参照する。</p>																																																				
アスベスト含有 成形板の撤去	<p>1. 作業者は、防じんマスク、保護メガネ及び作業衣を着用する。</p> <p>2. 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇等粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。</p> <p>3. 成形板の除去を行う場合は、粉じんが飛散しないよう湿潤化を行い、原則として手ばらで行う。</p> <p>4. アンカーボルト等設置のため成形板の穴あけを行う場合は、粉じんが飛散しないよう湿潤化を行い作業する。</p> <p>5. 撤去作業後、アスベスト含有成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。</p> <p>6. 処分先</p> <p>アスベスト含有せつこうボード</p> <p>⊗ 管理型最終処分場で埋立処分</p> <p>アスベスト含有せつこうボード以外</p> <p>⊗ 石綿含有産業廃棄物として安定型最終処分場で埋立処分</p> <p>○ 設置許可溶解処分場で溶解処理</p> <p>○ 認定無害化処理施設で無害化処理</p>																																																				
外壁等のアスベスト 含有仕上げ塗材の 処理	<p>1. 既設建物の外壁等に施工されている仕上げ塗材にはアスベストが含有されている恐れがあり、穴を開ける作業は特定粉じん排出等作業に該当するため、以下のとおり処理を行うこと。</p> <p>(1) 外壁等に仕上げ塗材が施工されている場所に、アンカー設置またはダイヤ貫通を行う場合は、湿潤化を行い、飛散させないようカッターナイフ・スクレーパー等で仕上げ塗材及び下地材を除去の上、作業を行うこと。</p> <p>(2) 除去跡については固化剤噴霧や接着材塗布等の飛散防止措置を講じる事。</p> <p>(3) 除去を行った仕上げ塗材及び下地材は、石綿含有産業廃棄物として適切に処分を行う。</p> <p>2. 作業者は防護マスク、保護メガネ及び作業衣を着用すること。</p>																																																				

環境配慮  
改修工事

< 撮影例 >

(工事名称)  
工事名 ○○学校新築電気設備工事 (省略せず、正確に書くこと)

(撮影場所)  
1階管理作業員室前(東側) (文字で表現しづらい場合は、簡略な位置図を添えるなどすること)

(被写体の説明)  
□□用地中埋設管  
FEP80

[付図1. 黒板記入例]

(注) 埋設深さが明確に判断できるようにスケールをあてること。

[付図2. 埋設配管撮影要領]

(一部分が明確に読みとれるように撮影する。)

表紙

発注年度

令和 ○○年度

○○学校新築電気設備工事

工事名称

大阪府北区中之島

工事場所(地名)  
受注者

背表紙部分  
(作成したアルバムが薄い場合は省略できる。)

[付図3. アルバム表紙記入例]

災害時の撮影	(1) 工事現場で災害、事故が発生した場合は、早急に被害状況を撮影し、速やかに監督職員に報告する。
(○) 1. 3. 7)	
((○) 1. 3. 8))	
写真の整理	(1) 撮影したフィルムは、速やかに現像、焼付を行う。焼付サイズは、83×117mm以上とする。
	(2) 写真は、PPC用紙など再生処理できる用紙(A4サイズ)に印刷し、1部作成する。また、必要に応じて説明書を添付しておく。(印面紙を使用する場合はカラーコピーをとること)
	(3) デジタルカメラで撮影した場合は、アルバム整理したものも提出する。
	(4) アルバムの表紙には、工事名称を記入し、背表紙には完成年度、工事名称を明記する。(付図3参照)
	(5) 整理した写真は、監督職員が指示する時期に提出する。

工事写真撮影要領

撮影要領	各工程の撮影要領は次に示すとおりとする。
配管配線工事 (屋内)	<p>撮影箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メタルラス張り等に施設する金属配管等</li> <li>スラブ埋込配管</li> <li>二重天井、床下等の隠ぺい配管</li> <li>ブルボックス、コンクリートボックス、各盤</li> </ul> <p>撮影のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メタルラス、金属板等と金属配管、ボックス等との絶縁状況</li> <li>配管ふ設状況</li> <li>配管支持状況</li> <li>エキスパンション部分</li> <li>埋込部分のボンディングの状況</li> <li>盤立上げ、立下げ配管まわり</li> </ul> <p>撮影枚数等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全箇所各1枚以上</li> <li>各スラブごとに1枚以上</li> <li>各スラブごとに1枚以上</li> <li>全箇所各1枚以上</li> <li>各スラブごとに1枚以上</li> <li>全箇所各1枚以上</li> </ul>
架空配線工事	<p>電柱、支線、支柱の根入れ、根かせ</p> <p>根入れ及び埋設状況</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
機器据付工事	<p>基礎ボルト</p> <p>基礎ボルト取付状況(鉄筋溶接部分等)</p> <p>受変電機器自家発電機器大型の自立盤等</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
基礎のアンカーボルト(接着系アンカー含む)の材料(形状、寸法、員数)	
基礎へのアンカーボルト(接着系アンカー含む)の施工(穿孔穴の径・深さ・清掃、アンカーボルトの埋設深さ)	
重量機器の搬入状況	
掘付、組立状況	
地中埋設配線工事	<p>管径の埋設寸法及び埋設状況(深さ等)</p> <p>埋設表示シートのふ設状況</p> <p>配管が地下室へ入る部分の水切り施工状況</p> <p>地盤沈下対策を施した配管施工状況</p> <p>マンホール</p> <p>掘削、砕石ふ設状況</p> <p>配筋状況</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
接地工事	<p>E A、E B、E D E Cの接地極</p> <p>接地極の寸法、埋設状況(深さ等)</p> <p>接地極と導線の接続状況</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
避雷設備工事	<p>接地極</p> <p>接地極の寸法、埋設状況(深さ等)</p> <p>接地極と導線の接続状況</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
支持管	<p>支持管の取付状況(鉄筋溶接部分等)</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
鉄筋溶接部	<p>簡略法による場合の鉄筋溶接部分</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
照明設備工事	<p>外灯</p> <p>基礎の施工状況(寸法、深さ、砕石ふ設状況等)</p> <p>重量物の吊下げ物の固定状況</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
大型照明器具	<p>重量物の吊下げ物の固定状況</p> <p>同一機種ごとに1枚以上</p>
テレビ共同受信設備工事	<p>アンテナ支持管</p> <p>取付金物</p> <p>支持管取付金物の取付状況(鉄筋溶接部分等)</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
共通事項	<p>地中貫通部分</p> <p>管とスリーブとの納まり状況</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
防火区画貫通処理部分	<p>管またはスリーブとの処理状況</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
耐火処理材工事	<p>耐火処理材の取付状況</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
防水工事前の納まり状況	<p>防水工事前の納まり状況</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
防水工事後の納まり状況	<p>防水工事後の納まり状況</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
はつり貫通工事	<p>鉄筋探査状況</p> <p>全箇所各1枚以上</p>
産業廃棄物および現場発生材処理	<p>集積場</p> <p>集積、分別状況</p> <p>工事規模に応じて現場で枚数を決定(監督員の指示による)</p> <p>積込</p> <p>搬出状況</p> <p>積込車両のナンバープレート</p> <p>産業廃棄物収集運搬車両の表示</p> <p>工事規模に応じて現場で枚数を決定(監督員の指示による)</p> <p>積降</p> <p>廃棄状況</p> <p>積降車両のナンバープレート</p> <p>産業廃棄物収集運搬車両の表示</p> <p>工事規模に応じて現場で枚数を決定(監督員の指示による)</p>

[備考] その他特に監督職員の指示する場合は撮影する。

工事写真撮影要領

工事名称	○○小学校階段室出入口改修電気設備工事	令和 年度
図面名称	電気設備 特記仕様書(3)	図面サイズ: A 2
縮 尺		図面番号 No. 4 ( 8 枚の内)
大阪市都市整備局 企画部施設整備課	設計事務所	

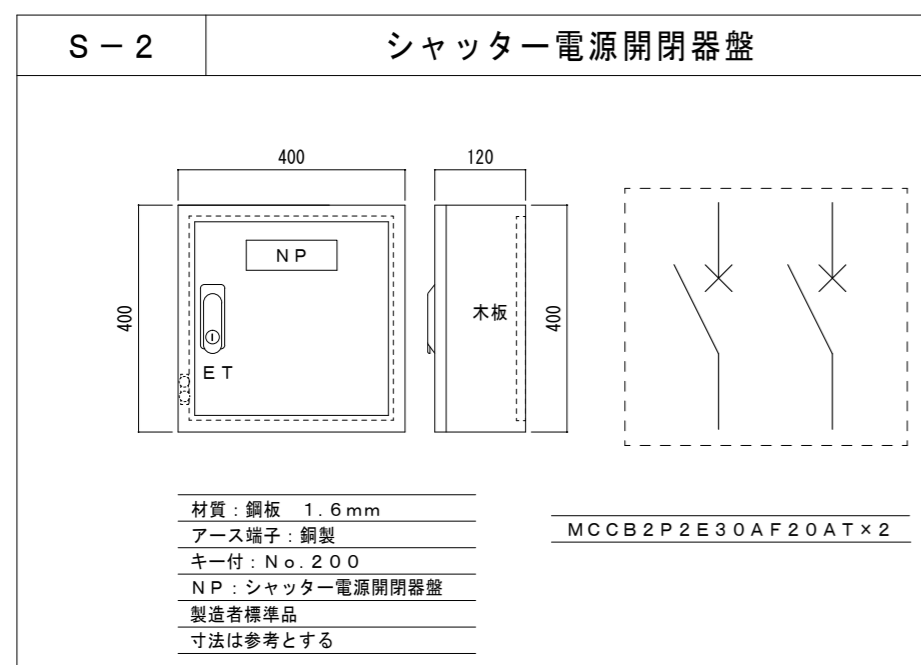
凡 例

記号	名称	備考
	電灯分電盤	既設
	連動操作盤 (10L)	既設
	連動操作盤 (5L)	新設
	端子盤	既設
	手元開閉器盤	新設
	手元開閉器盤	既設
	光電式スポット型感知器 3種・非蓄積型 終端抵抗付	露出 新設
	光電式スポット型感知器 3種・非蓄積型	露出 新設
	プルボックス	新設
	プルボックス	既設
	露出ボックス 丸型	既設
	天井内こがし配線	
	露出配管配線	
	配管配線 立上げ・引下げ	
	壁はつり貫通 (補修共)	
	動作区域番号	
	点検口	既設
	シャッター電動機 1φ100V	別途

プルボックス寸法表

記号	寸法	備考
	150×150×100 鋼板製	
	200×200×100 鋼板製	
	150×150×150 鋼板製	
	200×200×150 鋼板製	

注1. 迂回工事は建築工事と打合せの上、支障にならない位置へ施工すること。  
 注2. 各プルボックスの名称は「防火戸電源」「防火戸制御」と表示する。  
 注3. 太線で示す機器、配線は新設を示し、細線で示す機器、配線は既設を示す。



工事区分表

工事内容	建築工事	電気工事
シャッター電源端子～プルボックス間の電源線及び電源端子接続	●	○
同上プルボックス内電源線接続	○	●
シャッター制御端子～プルボックス間の制御線及び制御端子接続	●	○
同上プルボックス内制御線接続	○	●
手動閉鎖装置 (開閉装置) の取付、同配線工事、接続共	●	○
同上配管工事	●	○
試験調整	●	●

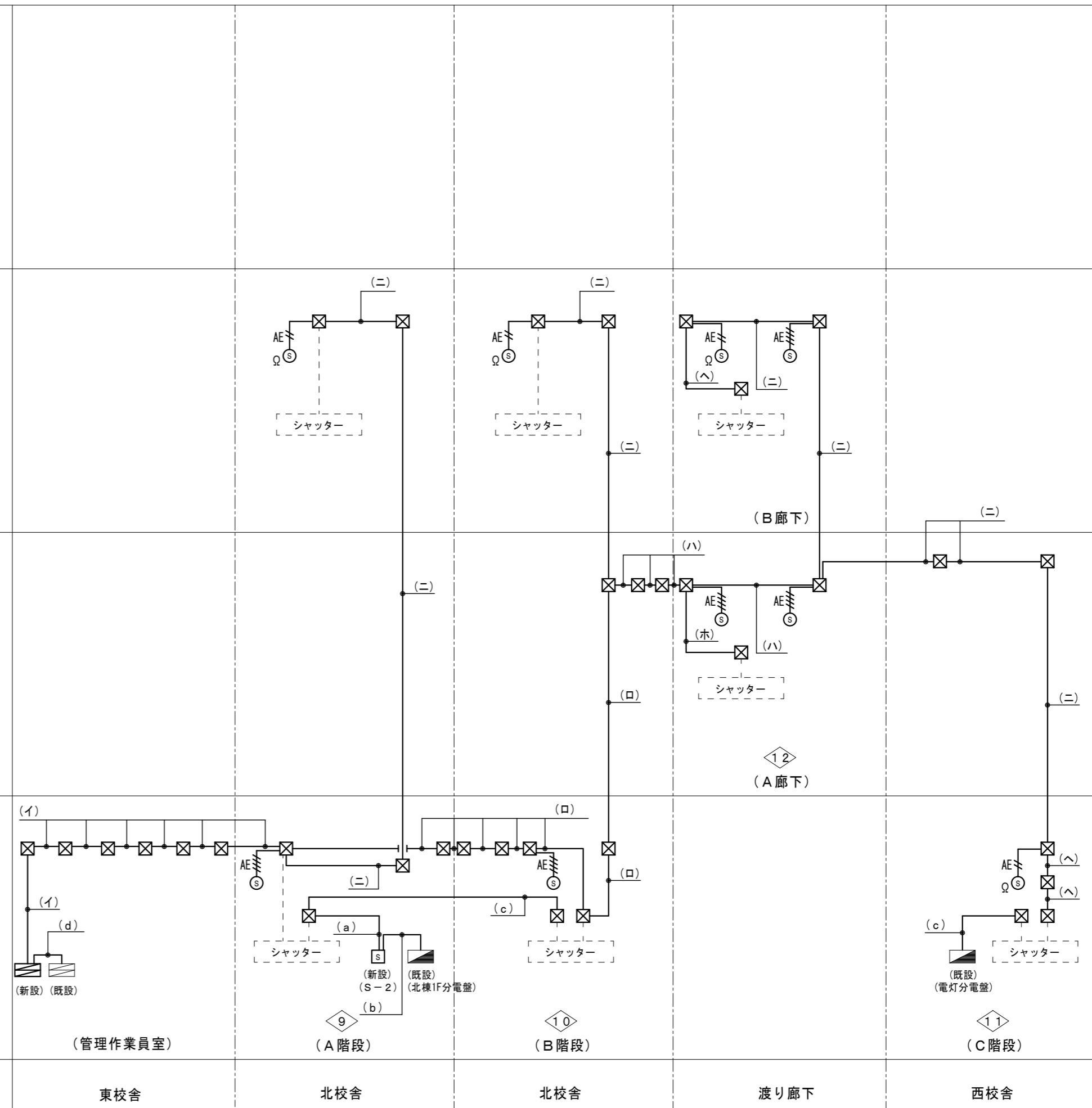
R階

4階

3階

2階

1階



系統図

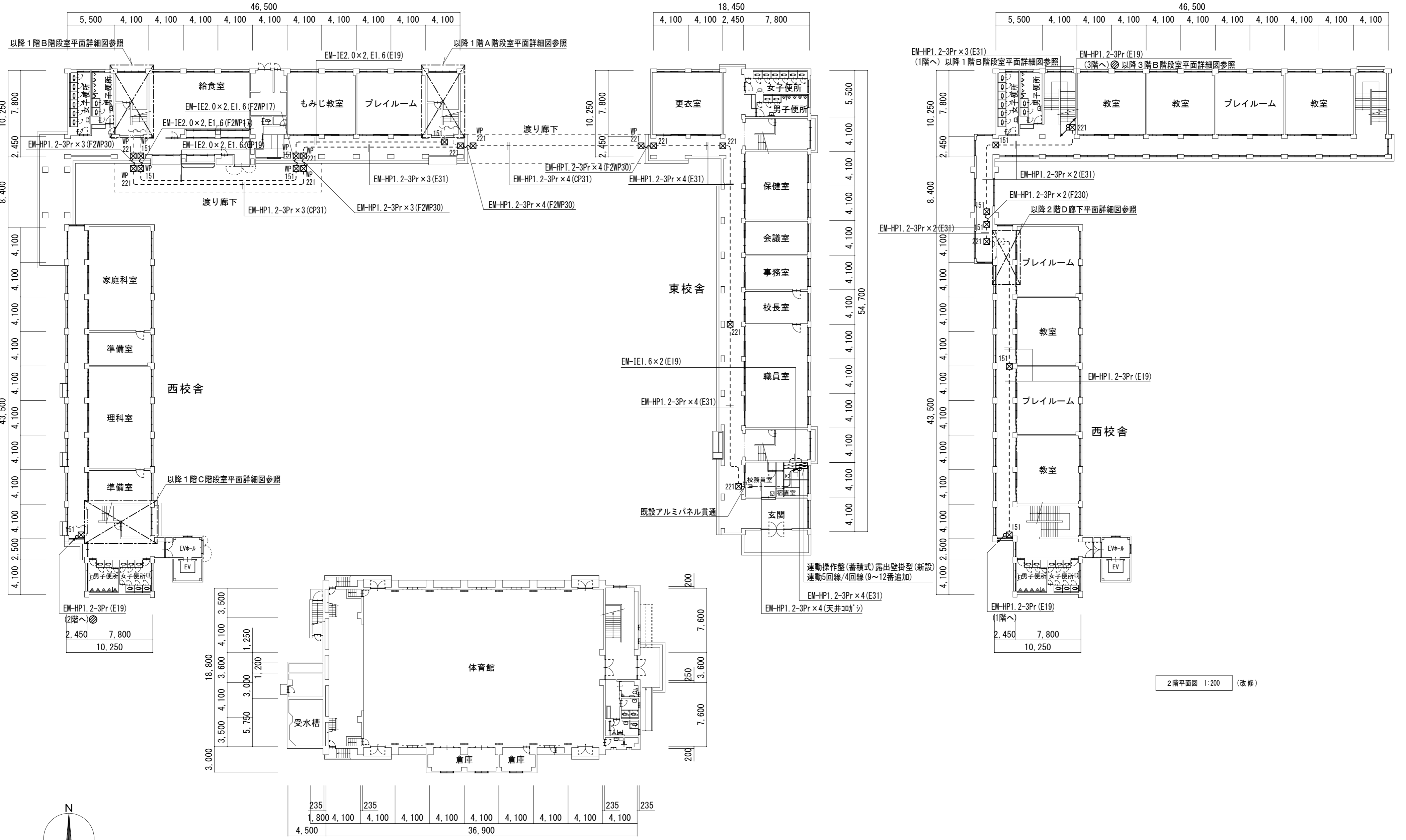
(既設)	連動操作盤
メーカー	ホーチキ
型式	RCP-AAW10
	連動10回線/8回線
(新設)	連動操作盤
	連動5回線/4回線
	(管理作業員室)

記号	配線サイズ
(イ)	EM-HP1.2-3Pr×4 (E31), (CP31), (F2WP30) 又は (天井内コがし)
(ロ)	EM-HP1.2-3Pr×3 (E31), (CP31) 又は (F2WP30)
(ハ)	EM-HP1.2-3Pr×2 (E31) 又は (F230)
(ニ)	EM-HP1.2-3Pr (E19) 又は (CP19)
(ホ)	EM-HP1.2-4C (E19)
(ヘ)	EM-HP1.2-3C (E19)
(a)	EM-IE2.0×4, E1.6 (E25)
(b)	EM-IE2.0×3, E1.6 (E25)
(c)	EM-IE2.0×2, E1.6 (E19), (CP19) 又は (F2WP17)
(d)	EM-IE1.6×2 (E19)
AE	EM-AE1.2-2C (E19) 又は (天井内コがし)
AE	EM-AE1.2-4C (E19) 又は (天井内コがし)

工事名称	〇〇小学校階段室出入口改修電気設備工事	令和 年度
図面名称	凡例・系統図	図面サイズ：A2
縮尺	-	図面番号 No. 5 (8枚の内)
大阪市都市整備局 企画部施設整備課		設計事務所

北校舎

北校舎

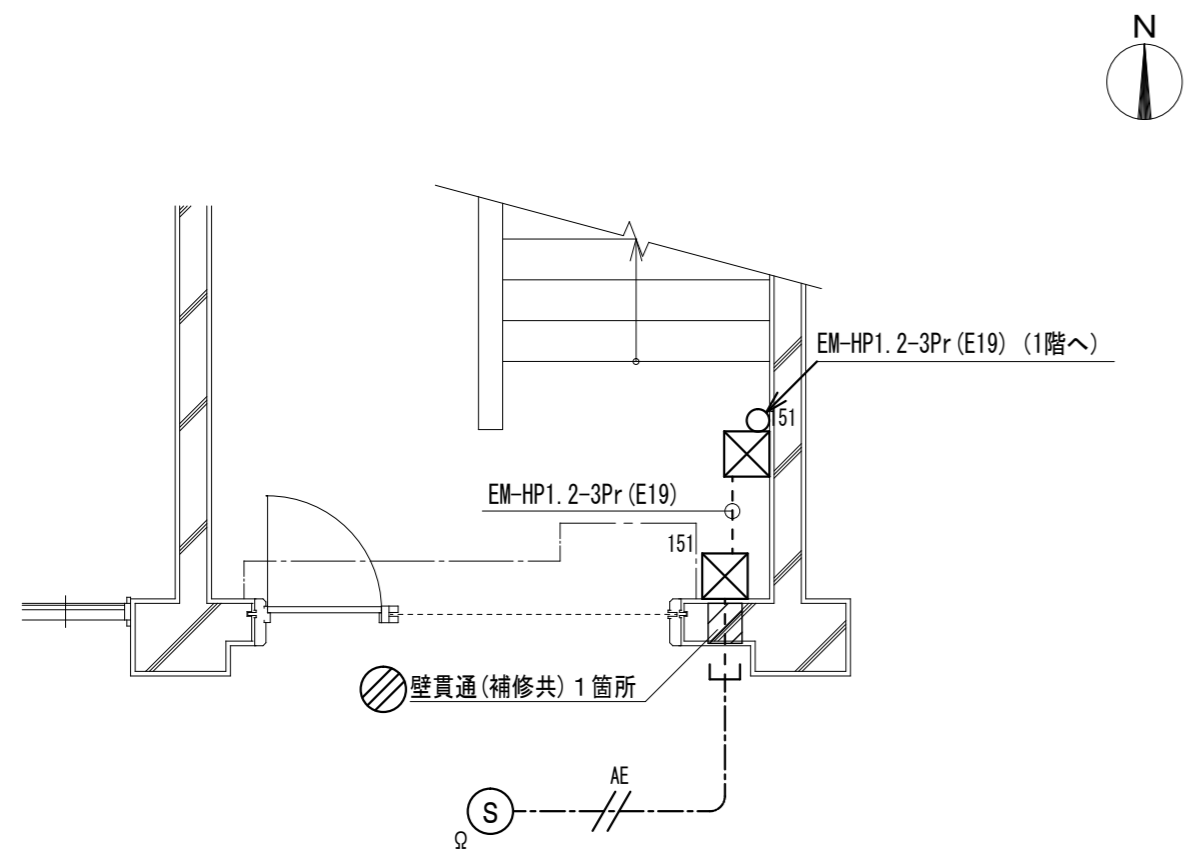


1階平面図 1:200 (改修)

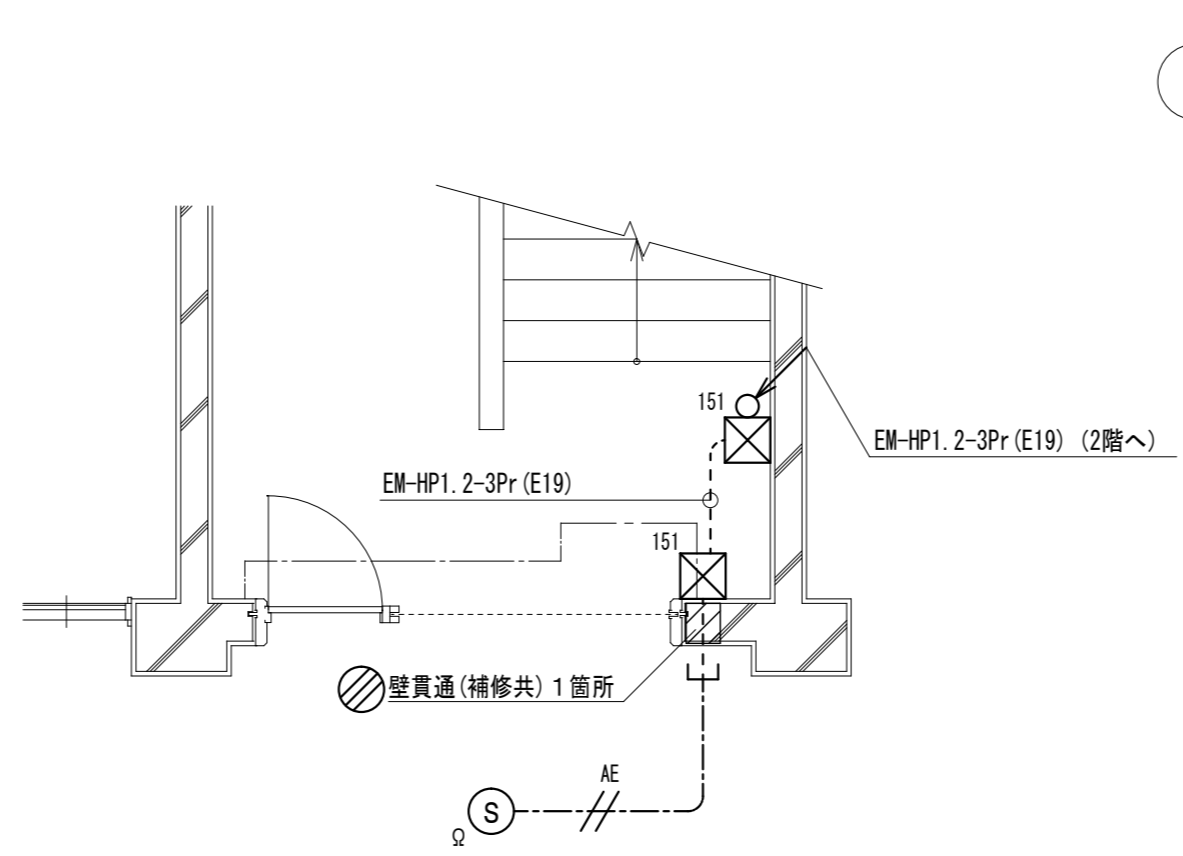
2階平面図 1:200 (改修)

工事名称	〇〇小学校階段室出入口改修電気設備工事	令和 年度
図面名称	1・2階平面図(改修)	図面サイズ: A2
縮尺	1:200	図面番号 No. 6 ( 8 枚の内)
大阪市都市整備局 企画部施設整備課		設計事務所

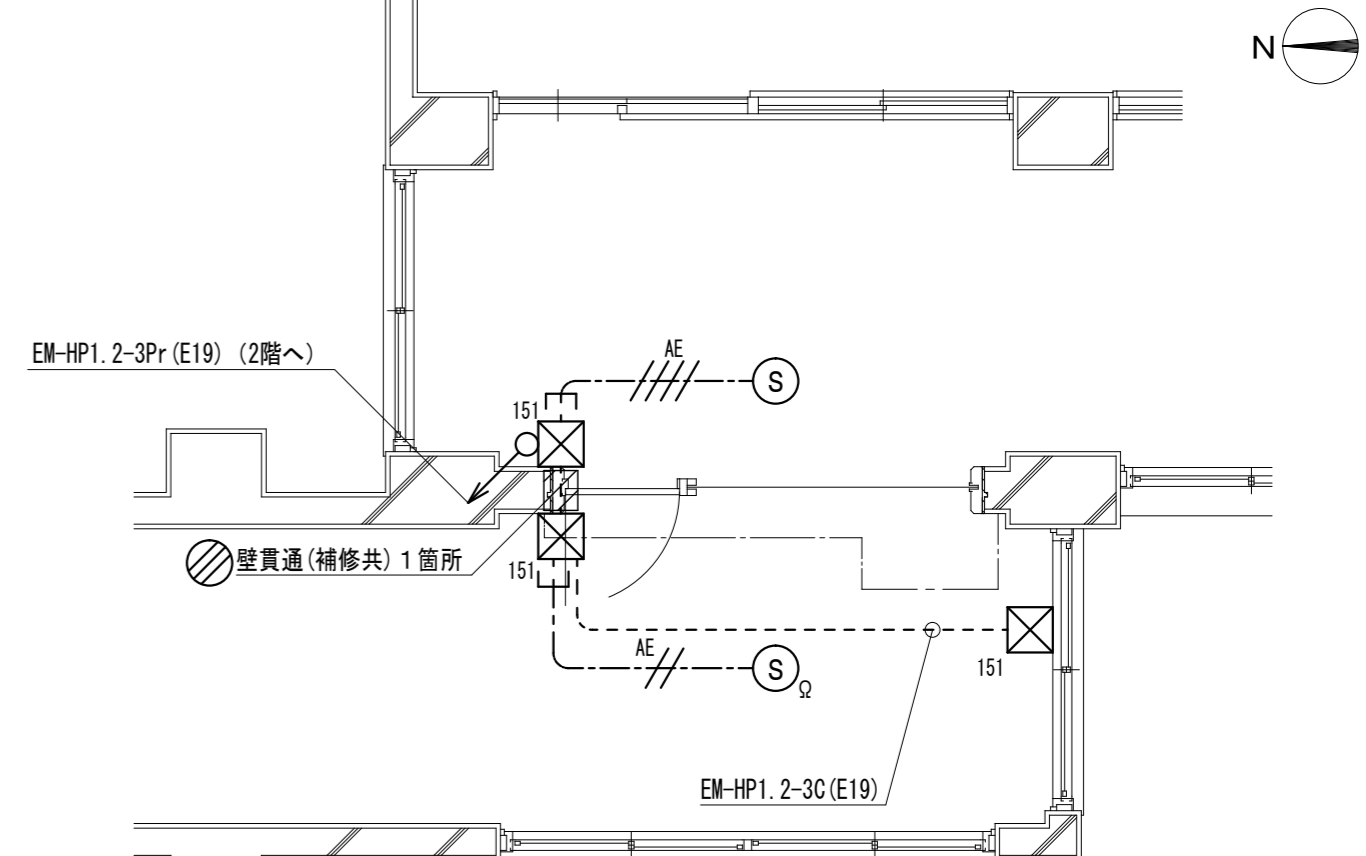
3階A階段室平面詳細図 1:50 (改修)



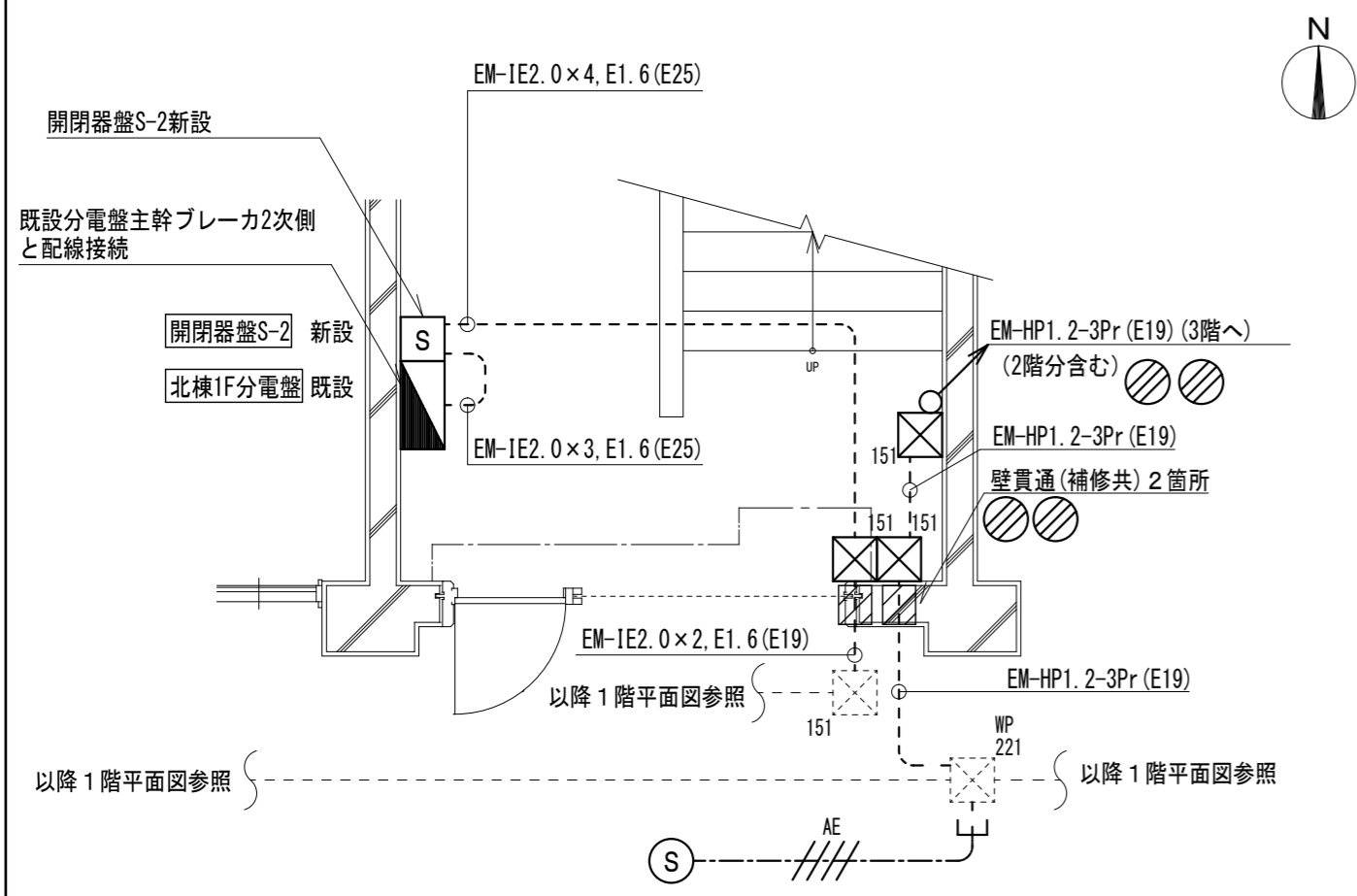
3階B階段室平面詳細図 1:50 (改修)



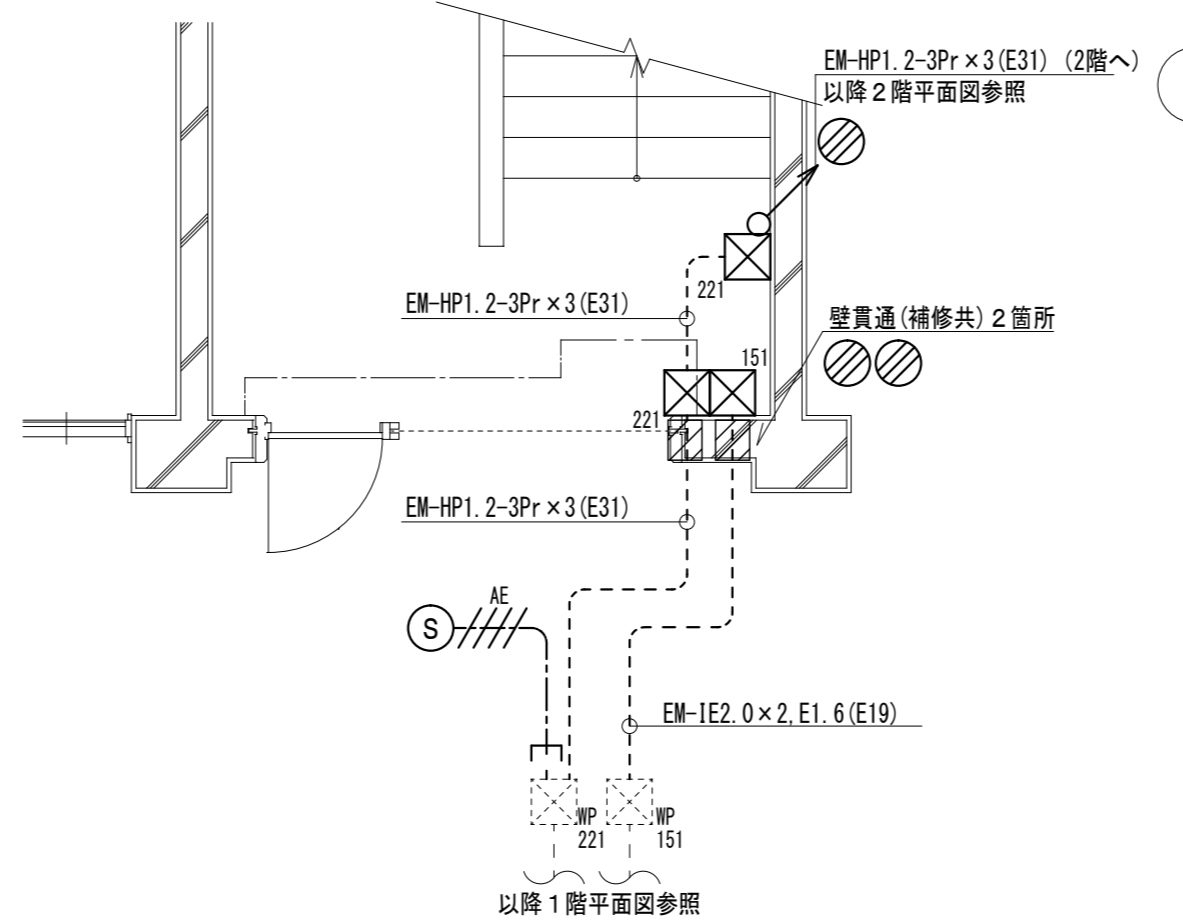
3階D廊下平面詳細図 1:50 (改修)



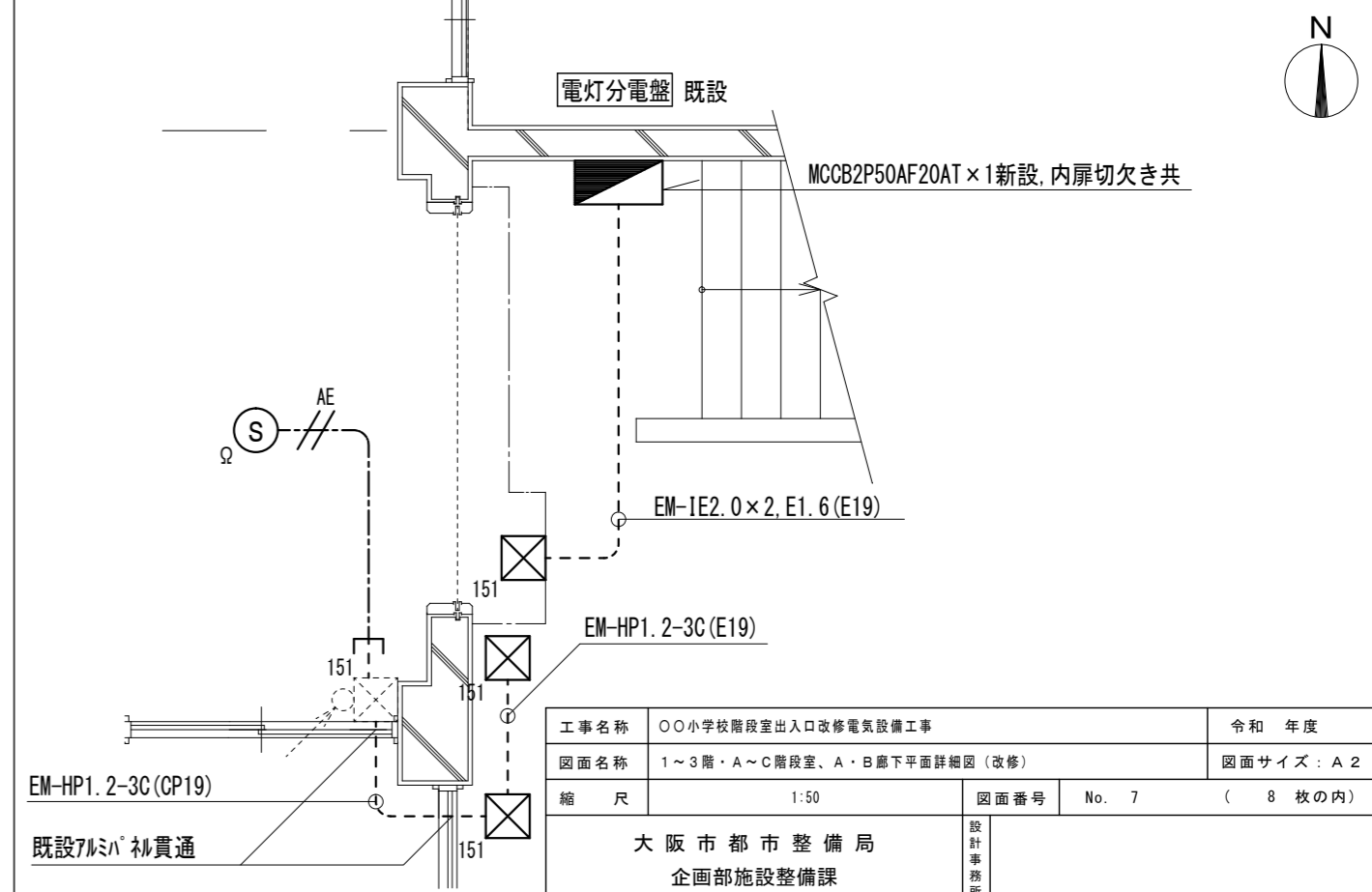
1階A階段室平面詳細図 1:50 (改修)



1階B階段室平面詳細図 1:50 (改修)



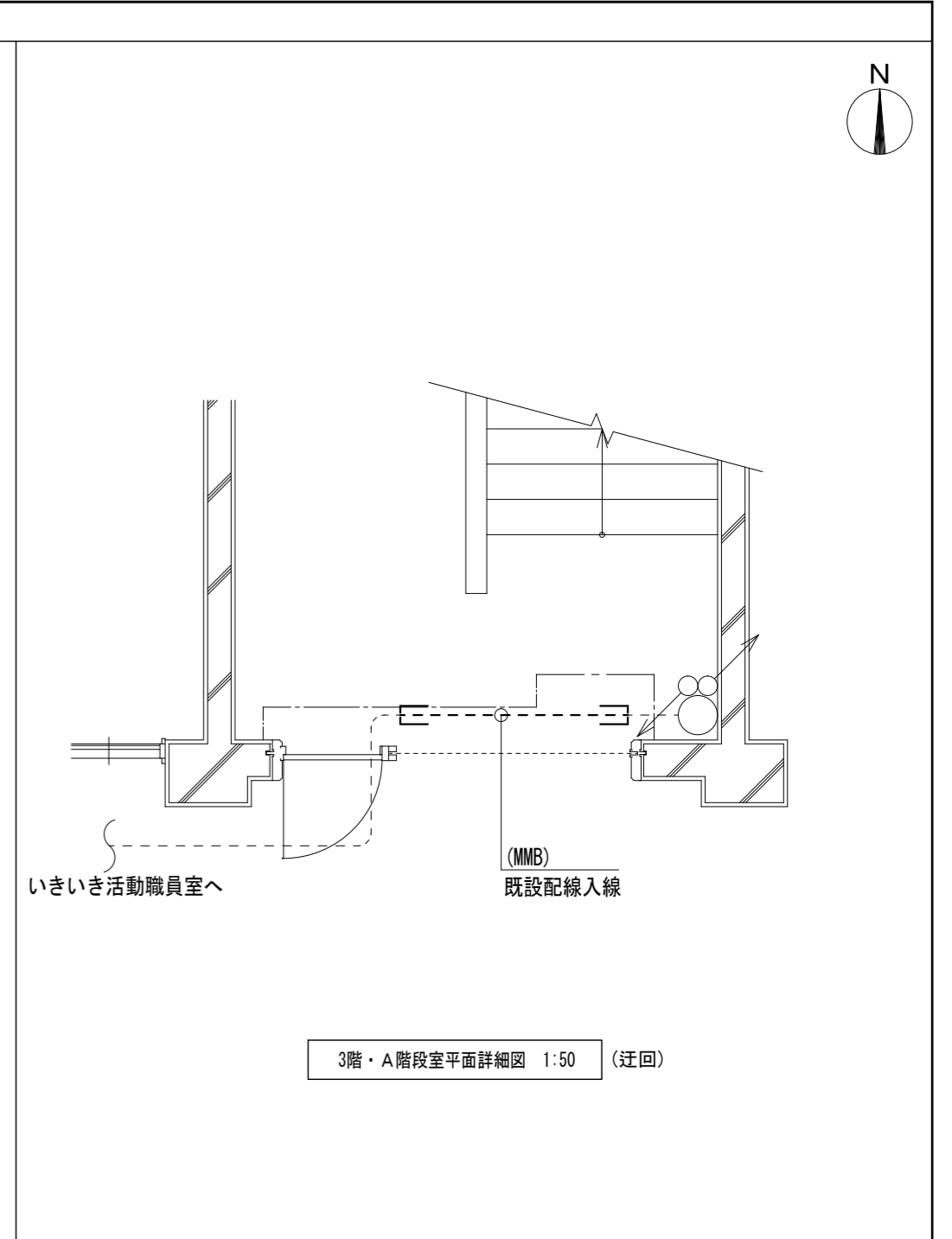
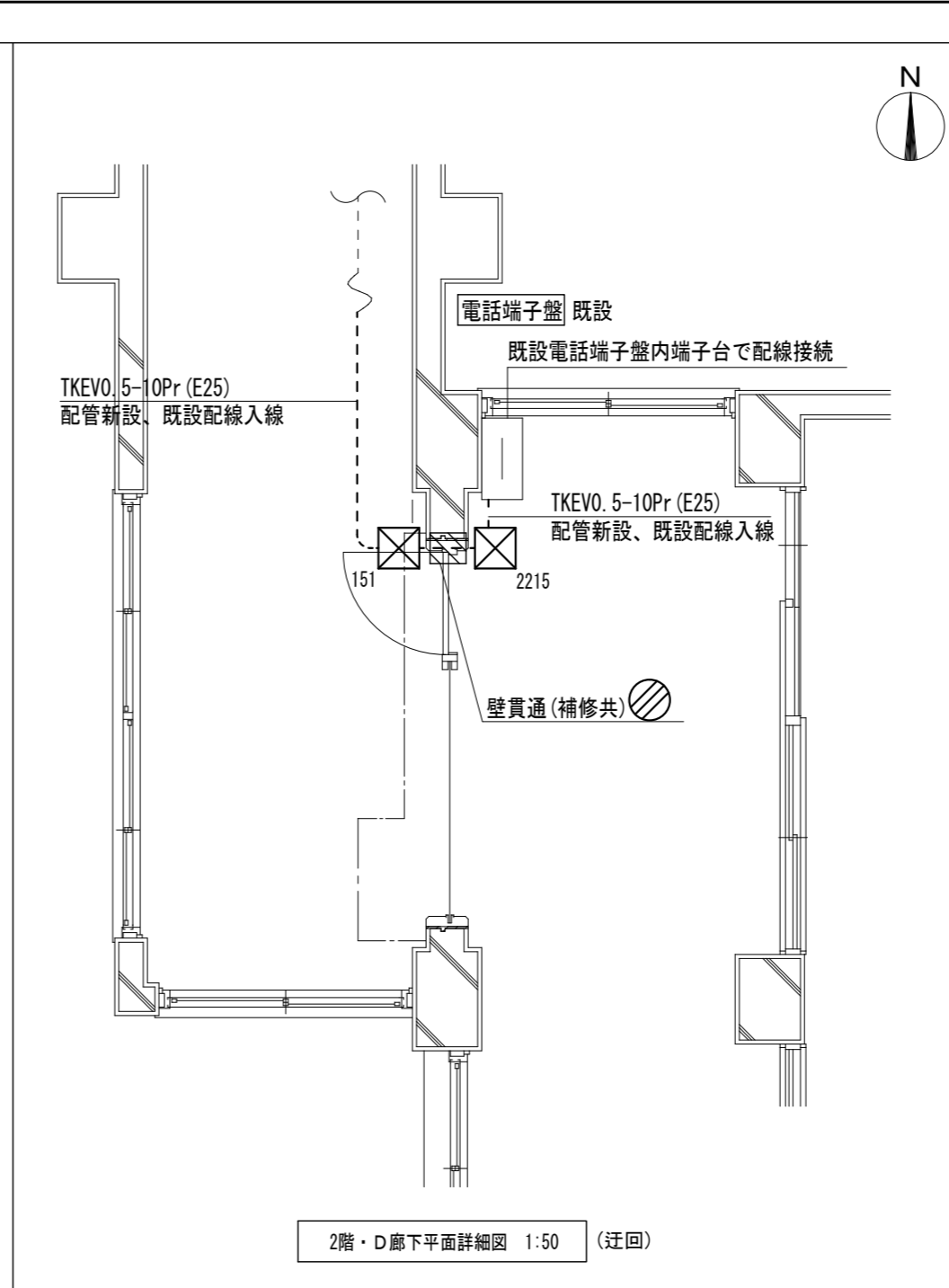
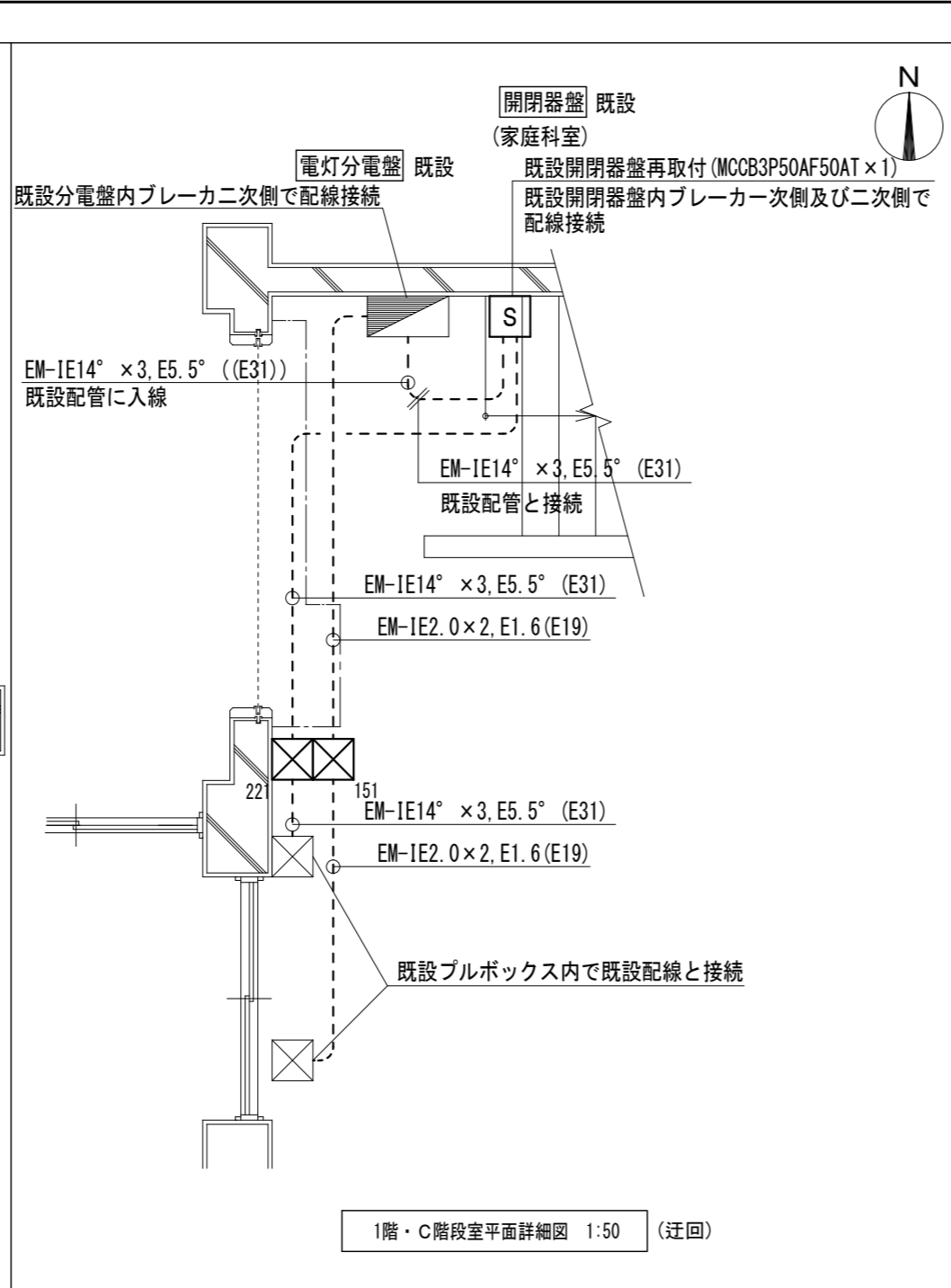
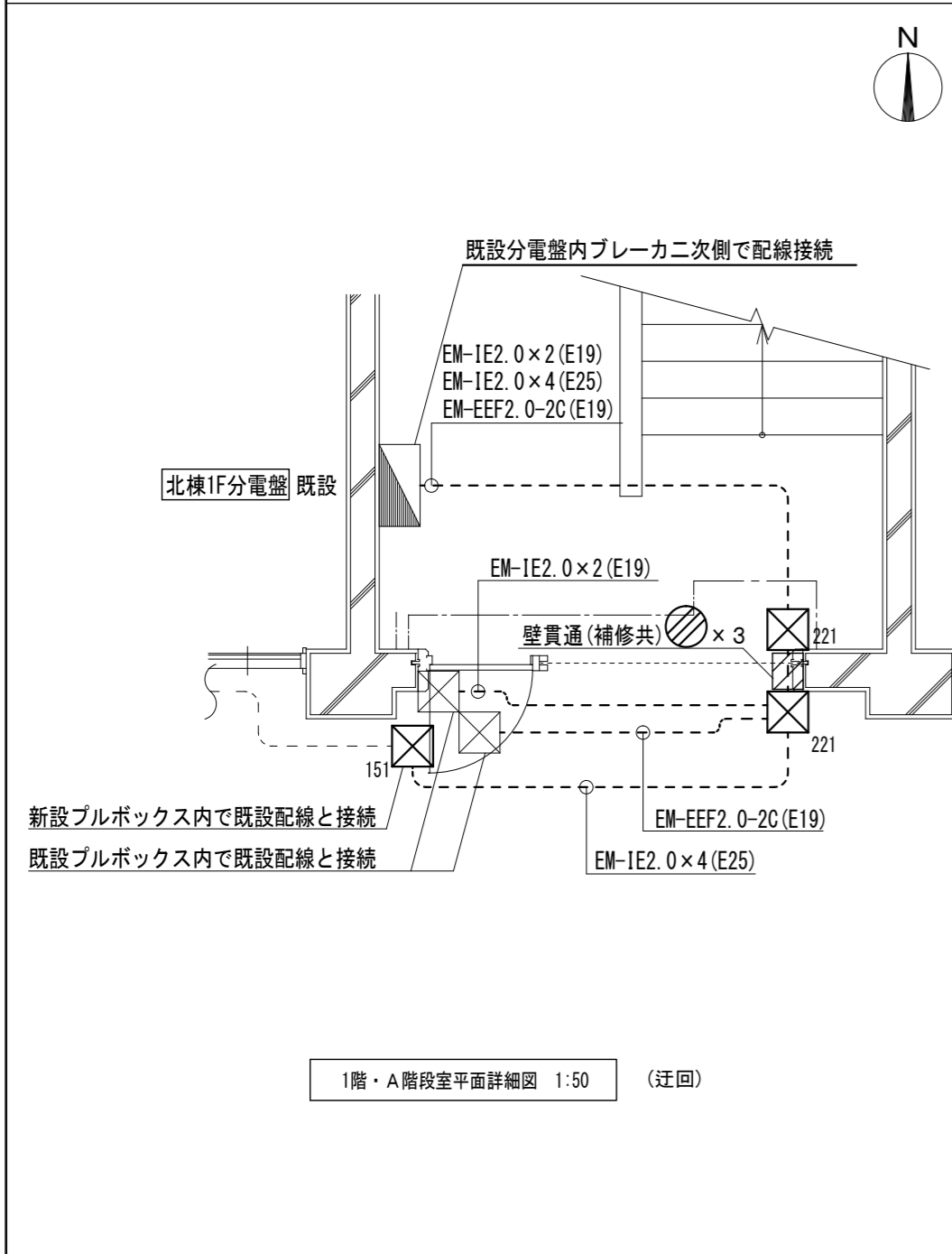
1階C階段室平面詳細図 1:50 (改修)



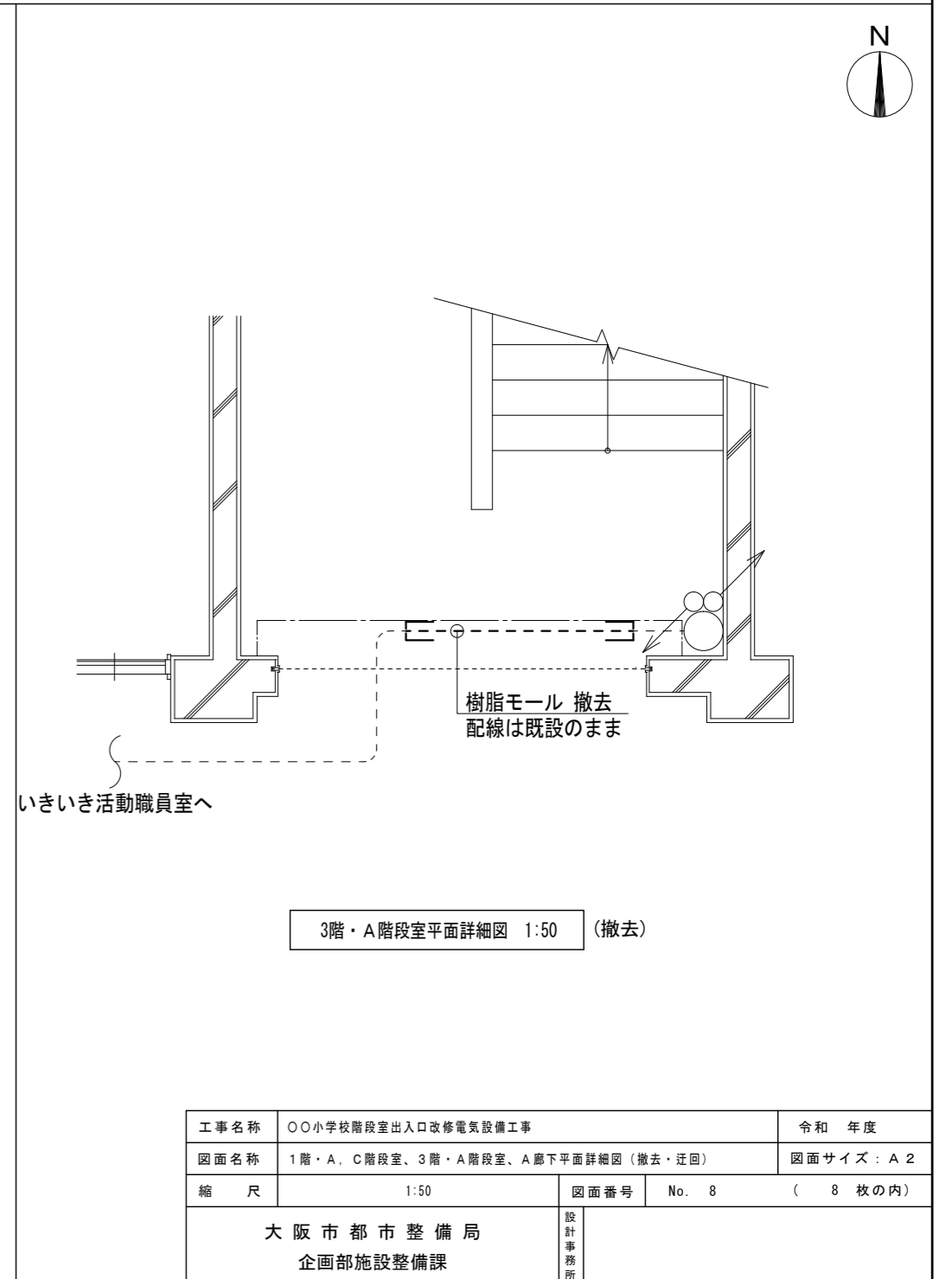
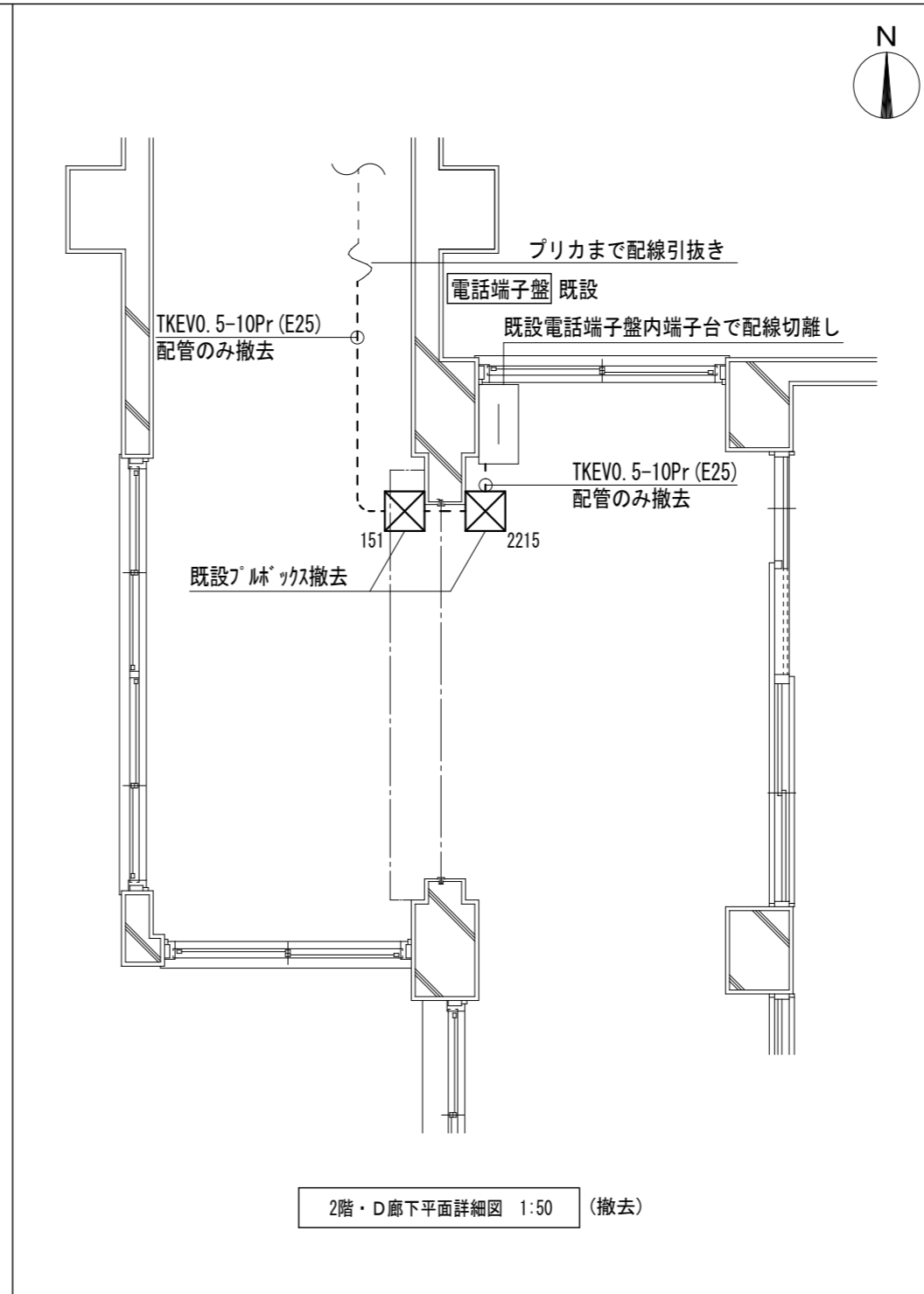
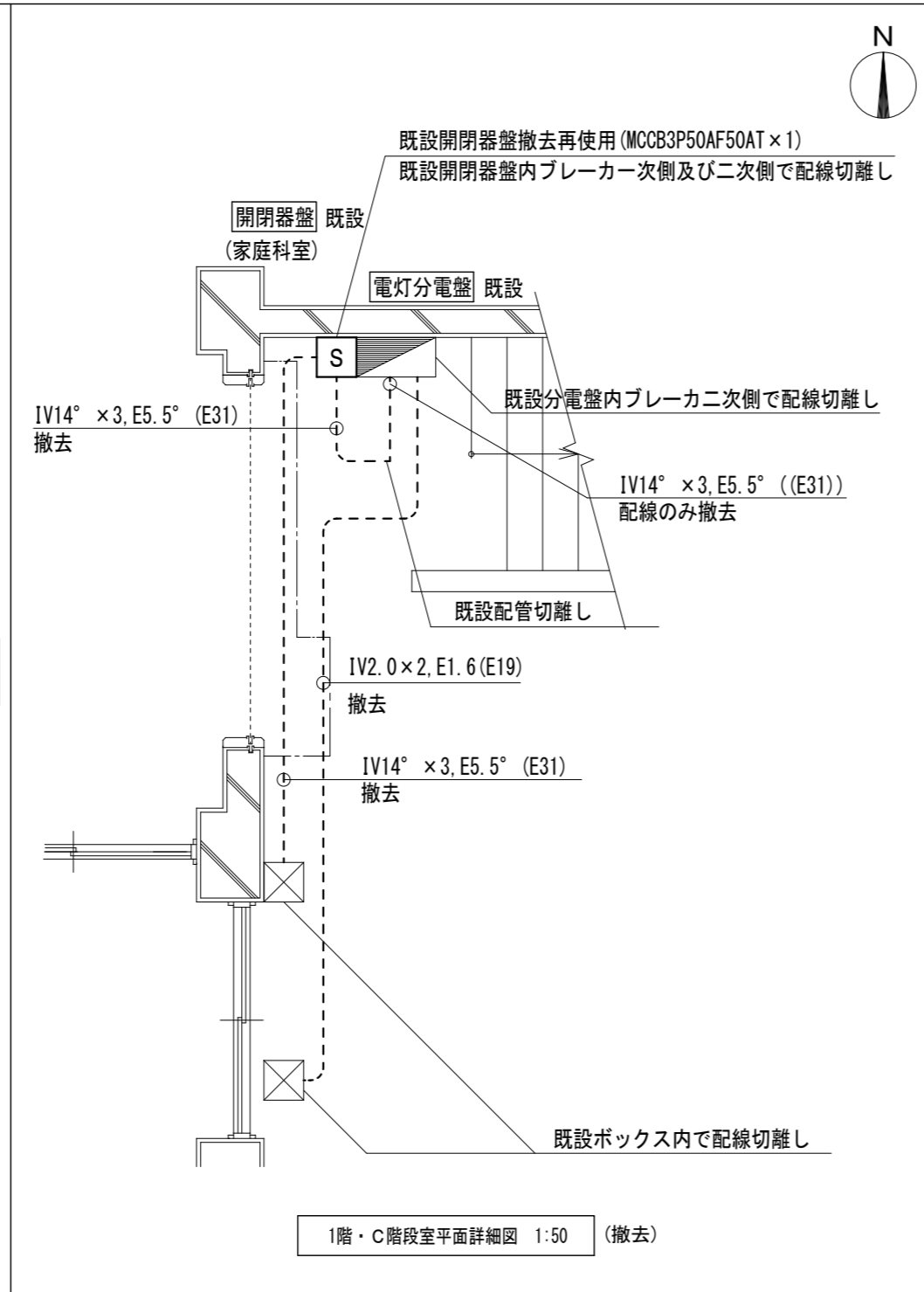
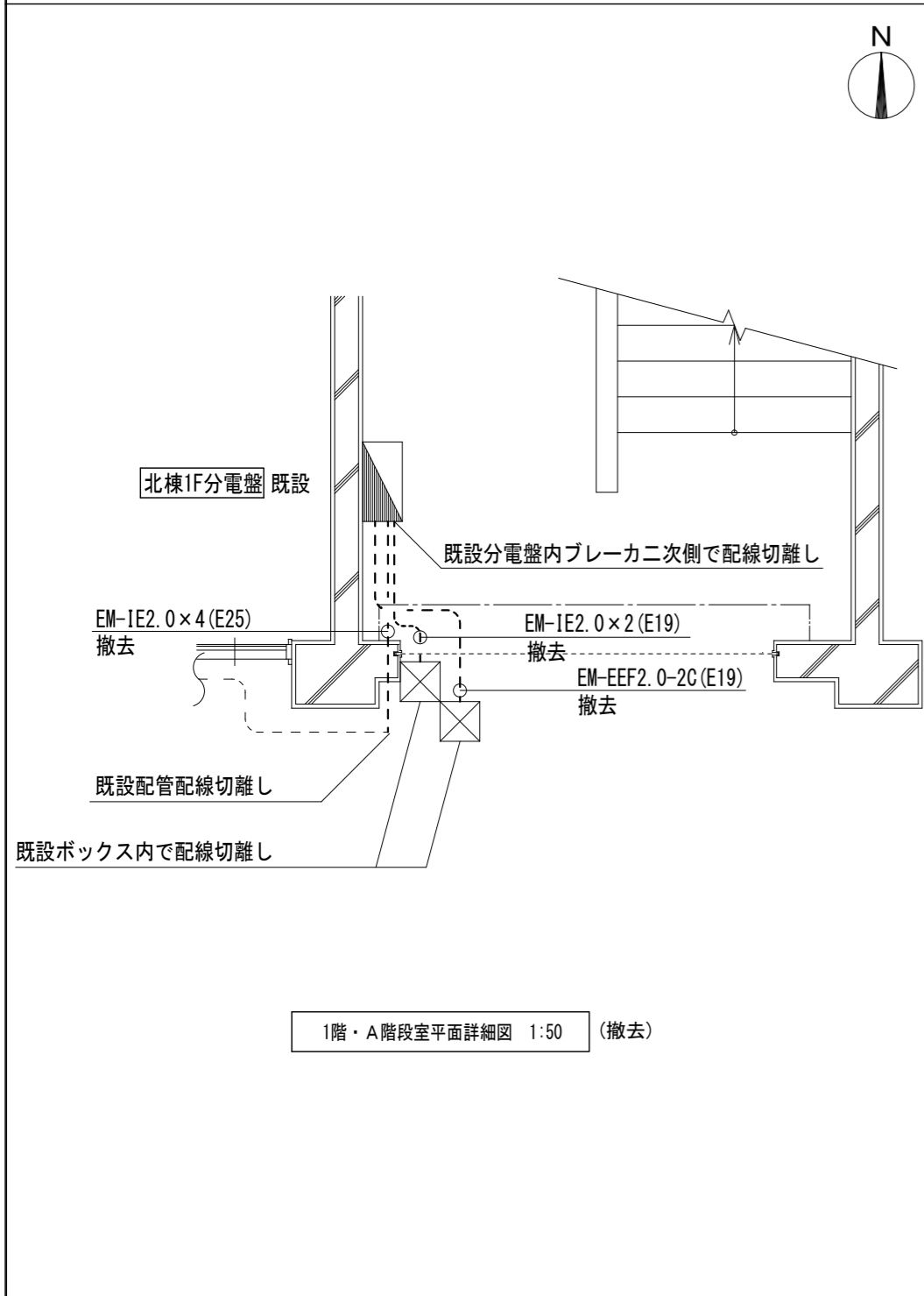
工事名称	〇〇小学校階段室出入口改修電気設備工事	令和 年度
図面名称	1~3階・A~C階段室、A・B廊下平面詳細図(改修)	図面サイズ: A2
縮尺	1:50	図面番号 No. 7 (8枚の内)
大阪市都市整備局 企画部施設整備課		設計事務所



迂回



撤去



工事名称	〇〇小学校階段室出入口改修電気設備工事	令和 年度
図面名称	1階・A、C階段室、3階・A階段室、A廊下平面詳細図 (撤去・迂回)	図面サイズ: A2
縮尺	1:50	図面番号 No. 8 (8枚の内)
大阪市都市整備局 企画部施設整備課		設計事務所